1. 人口構造及び世帯と年金

(1) 人口構造

わが国は、諸外国にも例をみないスピードで高齢化が進行している。そこで、年金保険の事業状況 について説明するに先立ち、人口構造の現状及び今後の見通しについて触れる。

日本人の平成30年の平均寿命(厚生労働省:平成30年簡易生命表による)は、前年を上回り、男81.25年(前年比0.16年増)、女87.32年(同0.05年増)であり、世界でも高い水準となっている。また、65歳の平均余命は、男19.70年(前年比0.13年増)、女24.50年(同0.07年増)である。

人口動態統計によれば、わが国の出生数は、昭和46~49年の第二次ベビーブームには毎年200万人を超えていたが、昭和49年以降、出生数、出生率とも減少傾向を示している。平成30年の出生数は92万人と前年に比べて3万人減少し、合計特殊出生率(15歳から49歳までの女子の年齢別出生率の合計)は1.42(前年比0.01減)となっている。

年齢別人口(総務省統計局:人口推計月報による)をみると、平成31年4月1日現在で65歳以上人口が3,575万人と年々増加しており、総人口の28.3%を占め、4人に1人が65歳以上人口となっている。

将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所、平成29年推計、出生中位(死亡中位)推計)によると、65歳以上人口は、2042年のおおよそ3,935万人をピークに減少を始めるが、65歳以上人口割合は低出生率の影響を受けて2042年以降も上昇を続け、2065年には38.4%の水準に達する。すなわち5人に2人が65歳以上である超高齢社会になると推計されている。

以上のように、日本においては低出生率、平均寿命の着実な延びを受けて、若年人口が減少し、老齢人口が急速に増加している。このような状況のなかで、老後生活の支柱である公的年金制度はますます重要なものとなっている。

(2) 世帯と年金

平成30年国民生活基礎調査(厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室)によると、公的年金・恩給受給者のいる世帯は2,668万3千世帯と、全世帯5,099万1千世帯の52.3%を占めている。同様に、65歳以上の者のいる世帯2,492万7千世帯のうち、公的年金・恩給受給者のいる世帯は2,414万3千世帯となっており、65歳以上の者のいる世帯の96.9%に達している。

高齢者世帯の平均所得金額 334 万9千円の所得の種類別の構成割合は、公的年金・恩給が 61.1%、稼働所得が 25.4%、財産所得が 8.0%となっており、公的年金・恩給が 6割近くを占めている。また、公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のうち、公的年金・恩給が総所得に占める割合が 100%の世帯(すなわち、所得の全てが公的年金・恩給である世帯) は 51.1%となっており、公的年金が老後の生活保障において重要な役割を果たしていることが伺える。

2. 年金保険(総括)

(1) 加入者数

平成 30 年度末の公的年金制度の加入者総数は 6,746 万人であり、総人口 1 億 2,625 万人の 53.4% を占めている。また、制度別にみると国民年金第 1 号被保険者数 1,471 万人 (対前年度末 34 万人減)、厚生年金被保険者数 (第 $1\sim4$ 号) は 4,428 万人 (同 70 万人増)、うち第 1 号厚生年金被保険者数 3,981 万人 (同 69 万人増)、第 $2\sim4$ 号厚生年金被保険者数 448 万人 (同 1 万人増)、国民年金第 3 号被保険者数 847 万人 (同 1 万人減)となっている (表 1 、図 1)。

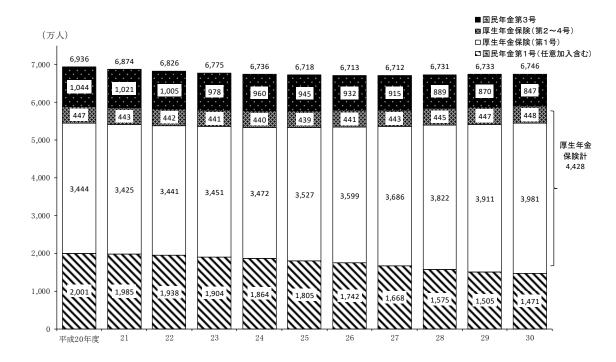
表 1 公的年金 被保険者数の推移

(年度末現在、単位:千人)

							* / L L	<u> </u>
年度	加入者総数	国 民 年 金 第 1 号 被 保 険 者	(国氏+	金 被 F金第2号被保险 厚生年金保険 (第1号)	保		総人口	加入者総数 /総人口
								%
平成20年度	69, 358	20,007	38, 916	34, 445	4, 471	10, 436	127, 566	54.4
21	68, 738	19, 851	38, 677	34, 248	4, 429	10, 209	127, 445	53. 9
22	68, 258	19, 382	38, 829	34, 411	4, 418	10,046	127, 706	53.4
23	67, 747	19,044	38, 924	34, 515	4, 410	9,778	127, 567	53. 1
24	67, 356	18,637	39, 116	34, 717	4, 399	9,602	127, 354	52.9
25	67, 175	18,054	39, 667	35, 273	4, 394	9, 454	127, 136	52.8
26	67, 134	17, 420	40, 395	35, 985	4, 409	9, 319	126, 939	52.9
27	67, 119	16,679	41, 289	36, 864	4, 425	9, 151	126, 991	52.9
28	67, 309	15, 754	42,665	38, 218	4, 447	8,890	126, 761	53. 1
29	67, 335	15,052	43, 581	39, 112	4, 469	8,701	126, 502	53. 2
30	67, 462	14,711	44, 284	39, 806	4, 478	8,467	126, 254	53.4

- 注1. 国民年金第1号被保険者には任意加入被保険者を含む。
 - 2. 厚生年金保険(第1号)の被保険者は、平成26年度以前は厚生年金保険の被保険者、平成27年度以降は第1号厚生年金被保険者を計上している。
 - 3. 厚生年金保険(第 $2\sim4$ 号)の被保険者は、平成 26 年度以前は共済組合の組合員数、平成 27 年度以降は第 $2\sim4$ 号厚生年金被保険者を計上している。
 - 4. 厚生年金被保険者には、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者が含まれている。
 - 5. 総人口は翌年度4月1日現在の総人口(確定値) (総務省統計局人口推計月報) である。

図1 公的年金 被保険者数の推移(年度末現在)



(2) 受給者数

平成30年度末における公的年金の受給者数は、延人数で7,543万人であり、前年度末に比べて78万人の増加となっている。厚生年金保険(第1号)と基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数(延人数)は4,965万人であり、前年度末に比べて6万人の増加となっている。

また、基礎年金番号を活用して把握した重複のない公的年金の実受給権者数は、4,067 万人となっており、前年度末に比べて10万人減少している(表2、図2)。これには、女子の特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が61歳に引き上げられたことが影響していると考えられる。

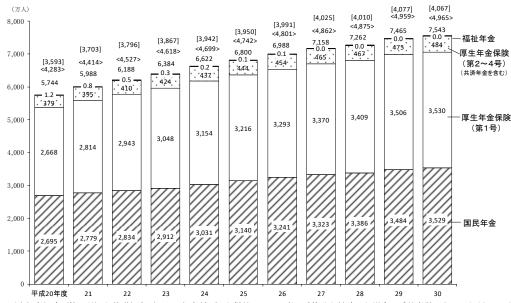
表2 公的年金 受給者数の推移

(年度末現在、単位:千人)

						(十及水光压) 丰	
年 度		総 数		国民年金	厚生年金保険 (第1号)	厚生年金保険 (第2~4号) (共済年金を含む)	福祉年金
平成20年度	57, 435	$\langle 42, 825 \rangle$	[35, 934]	26, 949	26, 684	3, 790	12
21	59, 883	$\langle 44, 135 \rangle$	[37, 032]	27, 787	28, 141	3, 948	8
22	61,882	$\langle 45, 269 \rangle$	[37, 962]	28, 343	29, 433	4, 101	5
23	63, 841	$\langle 46, 184 \rangle$	[38, 667]	29, 122	30, 479	4, 237	3
24	66, 216	$\langle 46, 987 \rangle$	[39, 424]	30, 305	31, 535	4, 373	2
25	68, 004	$\langle 47, 419 \rangle$	[39, 500]	31, 397	32, 164	4, 442	1
26	69, 877	$\langle 48,009 \rangle$	[39, 906]	32, 409	32, 932	4, 535	1
27	71, 580	$\langle 48, 617 \rangle$	[40, 255]	33, 229	33, 703	4, 646	0
28	72, 623	$\langle 48, 745 \rangle$	[40, 101]	33, 858	34, 094	4, 672	0
29	74, 646	$\langle 49, 591 \rangle$	[40, 769]	34, 839	35, 060	4, 747	0
30	75, 429	$\langle 49, 647 \rangle$	[40,667]	35, 294	35, 296	4, 839	0

- 注1.〈 >内は厚生年金保険(第1号)と基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。ただし、平成23年度までは、旧農林共済年金と基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の重複分は控除されていない。
 - 2. []内は重複のない実受給権者数である。
 - 3. 厚生年金保険 (第1号) の受給者は、平成26年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
 - 4. 厚生年金保険(第2~4号)の受給者は、平成26年度以前は共済年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の受給者を計上している。

図2 公的年金 受給者数の推移(年度末現在)



- 注1. 〈 〉内は厚生年金保険(第1号)と基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。ただし、平成23年度までは、旧農林共済年金と基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の重複分は控除されていない。
 - 2. []内は重複のない実受給権者数である。

平成30年度末における公的年金の受給者数を年金種別別にみると、老齢年金が5,053万人と最も多く、次いで通算老齢年金が1,577万人、遺族年金が665万人、障害年金が244万人、通算遺族年金が2万人となっている(表3)。

表 3 公的年金 制度別受給者数 (平成30年度末)

(単位:千人)

	総数	老齢	給付		遺族	給付
	ND 3A	老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険(第1号)計	35, 296	15, 409	13, 896	438	5, 532	22
旧法厚生年金保険	1,033	374	292	34	312	21
新法厚生年金保険	33, 851	14, 794	13, 532	400	5, 125	•
(再掲)基礎あり	25, 569	13, 413	11,812	272	73	
旧法船員保険	23	8	1	1	11	0
旧 共 済 組 合	389	232	71	3	83	1
(再掲)基礎あり	213	147	64	1	0	•
国 民 年 金 計	35, 294	32, 304	936	1,957	96	•
旧 法 拠 出 制	982	536	393	43	9	•
新 法 基 礎 年 金	34, 312	31, 769	543	1,914	86	•
(再掲)基礎のみ	8, 115	6, 373	104	1,608	30	•
(再掲)基礎のみ共済なし	7,059	5, 368	103	1,565	23	•
福 祉 年 金	0	0	•	•	•	•
厚生年金保険 (第2~4号) (共 済 年 金 を 含 む)	4, 839	2, 822	940	49	1,026	1
合計	75, 429	50, 535	15, 772	2, 445	6,653	24
П pl	$\langle 49, 647 \rangle$	$\langle 36, 975 \rangle$	$\langle 3, 896 \rangle$	$\langle 2, 171 \rangle$	$\langle 6, 581 \rangle$	$\langle 24 \rangle$

- 注1. 〈 〉内は厚生年金保険(第1号)と基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の重複分を控除した場合の受給者である。
 - 2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25 年未満」に計上している。新法 退職共済年金についても同様。
 - 3. 厚生年金保険 (第1号) の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間 (平成27年9月以前の 共済組合等の組合員等の期間を含む) のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日 又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
 - 4. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。
 - 5. 厚生年金保険 (第2~4号) の受給者は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の受給者を計上している。
 - 6. 「基礎あり」は基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の数である。
 - 7. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
 - 8. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を持たない基礎年金受給者の数である。
 - 9. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者の数である。
 - 10. 「障害年金」及び「遺族給付」には、公務上・職務上を含む。
 - 11. 厚生年金保険(第2~4号)の総数には、国家公務員共済組合の船員給付及び公務災害給付を含む。
 - 12. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

平成 30 年度末における老齢年金受給者数の推移を制度別にみると、前年度末に比べて、国民年金が 41 万人(1.3%)、厚生年金保険(第 1 号)が 20 万人(1.3%)、厚生年金保険(第 2 \sim 4 号)が 3 万人(1.0%)増加している(表 4)。

表 4 公的年金 老齢年金受給者数の推移

(年度末現在、単位:千人)

年度	総数	街		国民年金		厚	生 年 金 伊 (共済年金を含む		
1 &	10.3	~		旧法拠出制	基礎年金		厚生年金保険 (第1号)	厚生年金保険 (第2~4号) (共済年金を含む)	福祉年金
平成20年度	38,649	$\langle 30, 607 \rangle$	23, 928	2, 272	21,657	14, 709	12, 287	2, 422	12
21	40,220	$\langle 31, 630 \rangle$	24,812	2, 060	22, 751	15, 400	12, 893	2, 507	8
22	41, 413	$\langle 32, 404 \rangle$	25, 424	1, 832	23, 592	15, 983	13, 399	2, 584	5
23	42,760	$\langle 33, 210 \rangle$	26, 273	1, 615	24, 658	16, 484	13, 831	2,653	3
24	44, 494	$\langle 34, 146 \rangle$	27, 527	1, 412	26, 115	16, 965	14, 246	2,718	2
25	45, 781	$\langle 34, 759 \rangle$	28,690	1, 227	27, 463	17,090	14, 347	2, 743	1
26	47, 124	$\langle 35, 473 \rangle$	29, 768	1, 058	28,710	17, 355	14, 581	2,774	1
27	48, 321	$\langle 36, 113 \rangle$	30,646	905	29, 740	17,675	14, 859	2, 815	0
28	49,070	$\langle 36, 332 \rangle$	31, 324	767	30, 557	17, 746	14, 964	2, 783	0
29	49,898	$\langle 36, 707 \rangle$	31, 898	644	31, 254	18,000	15, 207	2, 793	0
30	50, 535	$\langle 36, 975 \rangle$	32, 304	536	31, 769	18, 230	15, 409	2, 822	0

- 注1. 〈 〉内は厚生年金保険(第1号)と基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の重複分を控除した場合の受給者である。ただし、平成23年度までは、旧農林共済年金と基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の重複分は控除されていない。
 - 2. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
 - 3. 厚生年金保険(第1号)の受給者は、平成26年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
 - 4. 厚生年金保険(第2~4号)の受給者は、平成26年度以前は共済年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の受給者を計上している。
 - 5. 国民年金については、旧法老齢年金の受給者と新法老齢基礎年金の受給者(受給資格期間を原則として25年以上有する者)の合計であり、老齢基礎年金受給者には、被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

(3) 年金額

平成30年度末の公的年金受給者の年金総額を年金種別別にみると、老齢年金が43兆7千億円と年金総額の約8割を占めて最も多く、次いで遺族年金が7兆円、通算老齢年金が2兆9千億円、障害年金が2兆1千億円となっている(表5)。

表 5 公的年金 制度別受給者年金総額(平成30年度末)

(単位:億円)

	総数	老齢組	給付		遺族	給付	
	ηυ <u>3</u> Α	老齢年金 ・25年以上	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金	通算遺族年金	
厚生年金保険(第1号)計	256, 643	174, 244	24, 410	3,072	54, 856	60	
厚生年金基金代行分除く	248, 790	167, 493	23, 308	3,072	54, 856	60	
旧法厚生年金保険	10,828	6,050	1,097	399	3, 224	58	
厚生年金基金代行分除く	10, 783	6,013	1,088	399	3, 224	58	
新法厚生年金保険	240, 696	164, 443	23, 146	2,622	50, 485		
(別掲)基礎年金	173, 713	94, 374	76, 314	2,321	705		
厚生年金基金代行分除く	232, 887	157, 728	22,052	2,622	50, 485		
旧法船員保険	459	243	4	23	187	1	
旧 共 済 組 合	4, 661	3, 508	163	28	960	1	
(別掲)基礎年金	1, 575	1,091	472	12	0		
国 民 年 金 計	236, 380	216, 343	2, 141	16, 938	958		
旧 法 拠 出 制	3, 957	2,636	899	380	43		
新法基礎年金	232, 423	213, 708	1, 242	16, 558	915		
(再掲)基礎のみ	55, 003	40, 497	234	13, 961	310		
(再掲)基礎のみ共済なし	47, 216	33, 153	232	13, 594	236		
福 祉 年 金	0	0	•	•	•		
厚生年金保険 (第2~4号) (共 済 年 金 を 含 む)	62, 881	46, 540	1,950	535	13, 850	3	
合計	555, 904	437, 128	28, 502	20, 545	69, 664	64	
D PI	[548, 051]	[430, 377]	[27, 400]	[20, 545]	[69, 664]	[64]	

- 注1. 厚生年金保険(第1号)受給者の年金総額は、厚生年金保険(第1号)受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金(長期要件)については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金(短期要件)については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を含めて算出した年金総額を計上している。
 - 2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25 年未満」に計上している。新法 退職共済年金についても同様。
 - 3. 厚生年金保険(第2~4号)の受給者の年金総額は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、 厚生年金または共済年金の年金総額を計上している。
 - 4. 厚生年金保険 (第2~4号) の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。
 - 5. 年金総額には一部支給停止額を含む。
 - 6. 「合計」の〔 〕内の金額は厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
 - 7. 「基礎年金」は併給する基礎年金額(同一の年金種別)である。
 - 8. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有するものは「老齢年金・25年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。
 - 9. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を持たない基礎年金受給者の年金総額である。
 - 10. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者の年金総額である。
 - 11. 「障害年金」及び「遺族給付」には、公務上・職務上を含む。
 - 12. 厚生年金保険 (第2~4号) の総数には、国家公務員共済組合の船員給付及び公務災害給付を含む。
- 13. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でないため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

平成30年度末における公的年金受給者の年金総額は55兆6千億円であり、前年度末と比べると2千億円増加している。

平成30年度末の公的年金受給者の年金総額を制度別にみると、国民年金が23兆6千億円、厚生年金保険(第1号)が25兆7千億円、厚生年金保険(第2~4号)が6兆3千億円となっている(表6)。

表 6 公的年金 受給者年金総額の推移

(年度末現在、単位:億円)

		(中及木先江、羊正・尼											
年度	糸	総数				生年金保険 4年金を含む)			総数/				
			国民年金		厚生年	F金保険	厚生年金保険	福祉年金	/ 国民				
					(第	1号)	(第2~4号)		所得				
									%				
平成20年度	488, 658	[475, 392]	173, 646	314, 965	249, 461	[236, 195]	65, 504	47	13.4				
21	502, 554	[488, 159]	180, 421	322, 101	255, 333	[240, 939]	66, 768	32	14.2				
22	511, 332	[496, 045]	185, 352	325, 960	258, 761	[243, 474]	67, 199	21	14.1				
23	522, 229	[506, 098]	191, 168	331, 049	263, 023 [246, 892]		68, 026	13	14.6				
24	532, 397	[515, 432]	199, 912	332, 477	263, 902	[246, 937]	68, 575	8	14.8				
25	528, 436	[511, 155]	206, 546	321,886	256, 672	[239, 390]	65, 214	5	14.1				
26	534, 031	[517, 209]	213, 040	320, 988	255, 993	[239, 171]	64, 994	3	14.1				
27	545, 504	[530, 592]	221, 751	323, 751	258, 123	[243, 211]	65, 628	2	14.0				
28	548, 355	[537, 175]	227, 156	321, 198	257,008	[245, 827]	64, 190	1	14.0				
29	554, 108	[544, 933]	232, 642	321, 465	258,091	[248, 916]	63, 374	0	13.8				
30	555, 904	[548, 051]	236, 380	319, 524	256, 643	[248, 790]	62, 881	0	13.8				

注1. 厚生年金保険(第1号)受給者の年金総額は、平成26年度以前は厚生年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険(第1号)受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金(長期要件)については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金(短期要件)については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を含めて算出した年金総額を計上している。

^{2.} 厚生年金保険(第2~4号)の受給者の年金総額は、平成26年度以前は共済年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団から支給される、厚生年金または共済年金の年金総額を計上している。

^{3. []}内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

^{4.} 厚生年金保険(第2~4号)の数値には、共済年金の職域加算部分を含む。

^{5.} 国民所得は、平成30年度国民経済計算年次推計(内閣府経済社会総合研究所)による。

平成30年度末における受給者の平均年金月額をみると、老齢年金では、厚生年金保険(第1号)が14万6千円、国民年金が5万6千円、厚生年金保険(第2~4号) (基礎年金額を含まない)が13万7千円となっている(表7)。

表7 公的年金 受給者の平均年金月額(平成30年度末)

(単位:円)

					(単位・口)
	老齢	給 付		遺 族	給 付
	老齢年金 • 25年以上	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金	通算遺族年金
厚生年金保険(第1号)計	145, 865	60, 687	102, 855	83, 704	22, 438
厚生年金基金代行分除く	142, 214	60, 026	102, 855	83, 704	22, 438
旧法厚生年金保険	134, 653	31, 335	97, 718	86, 171	22, 521
厚生年金基金代行分除く	133, 843	31, 095	97, 718	86, 171	22, 521
新 法 厚 生 年 金 保 険	145, 788	61, 249	103, 010	83, 231	•
(再掲)基礎年金	53, 160	46, 995	48, 366	1, 146	•
厚生年金基金代行分除く	142,006	60, 575	103, 010	83, 231	•
基礎あり	153, 012	68, 169	125, 930	143, 408	•
(再 掲) 基 礎 年 金	58, 634	53, 842	71, 098	80, 702	•
旧法船員保険	241, 118	28, 700	176, 903	136, 402	21,650
旧 共 済 組 合	165, 381	74, 838	113, 933	96, 406	19, 955
旧	178, 374	39, 442	120, 358	97, 513	19, 955
新	158, 036	76, 275	109, 603	95, 923	•
(再掲)基礎年金	61, 418	57, 863	57, 887	17	•
基礎あり	158, 327	78, 308	119, 606	148, 721	•
(再掲)基礎年金	61, 953	61, 021	69, 114	82, 076	•
国 民 年 金 計	55, 809	19, 064	72, 109	83, 208	•
旧 法 拠 出 制	41,011	19, 045	73, 106	37,777	•
新 法 基 礎 年 金	56, 058	19, 077	72, 086	88, 164	•
(再掲)基礎のみ	52, 954	18, 714	72, 353	86, 923	•
(再掲)基礎のみ共済なし	51, 469	18, 702	72, 396	85, 759	•
福 祉 年 金	33, 275	•		•	.
厚生年金保険 (第2~4号) (共 済 年 金 を 含 む)	137, 451	17, 284	90, 263	112, 499	24, 343
(再 掲) 公 務 上 を 除 く	137, 451	17, 284	87, 772	113, 936	24, 343

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法 退職共済年金についても同様。
 - 2. 厚生年金保険 (第1号) に係る平均年金月額には併給している基礎年金額 (同一の年金種別) を含む。
 - 3. 「(再掲)基礎年金」は直前行の平均年金月額のうち同一の年金種別の基礎年金の平均年金月額の再掲である。
 - 4. 「基礎あり」は基礎年金(同一の年金種別)を併給している者の平均年金月額である。
 - 5. 新法基礎年金のうち、老齢基礎年金の受給資格期間を原則として 25 年以上有するものは「老齢年金・25 年以上」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25 年未満」に計上している。
 - 6. 「基礎のみ」は同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を持たない基礎年金受給者の平均年金月額である。
 - 7. 「基礎のみ共済なし」は「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者の平均年金月額である。
 - 8. 「障害年金」及び「遺族給付」には、公務上・職務上を含む。
 - 9. 厚生年金保険(第2~4号)の平均年金月額には併給している基礎年金額を含まない。
 - 10. 厚生年金保険 (第2~4号) の平均年金月額には、共済年金の職域加算部分を含む。
 - 11. 寡婦年金については、新法においても存続しているが、国民年金第1号被保険者であった夫の妻のみに対して適用され、基礎年金一律の給付でない ため、新法分も便宜上旧法拠出制に計上している。

3. 厚生年金保険

この統計では基本的に、被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団の情報を含まない。

(1) 適用状況

① 事業所数

平成30年度末の厚生年金保険(第1号)の適用事業所数は233万7千か所で、前年度末に比べて11万か所の増加となっている。平成30年度末の適用事業所数は、制度発足以来最多となっている。

また、適用事業所のうち厚生年金基金を設立している事業所は2 千か所で、前年度末に比べて1 千か所の減少となっている(表8)。

表8 厚生年金保険(第1号) 適用事業所数の推移

(年度末現在、単位:千か所)

		事	業所	数		厚生年金基	基金非加入	事業所数	厚生年金	基金加入	事業所数
年 度	総数	(再 掲) 強 制 適 用	(再 掲) 任意包括適用	(再 掲) 船舶所有者数	(再 掲) 短時間労働者	総数	(再 掲) 強 制 適 用	(再 掲) 任意包括適用	総数	強制適用	任意包括適用
平成20年度	1,740	1,648	87	5. 1		1,618	1,534	84	117	114	3. 0
21	1,754	1,660	88	4.9		1,635	1, 549	85	114	111	3.0
22	1,749	1,656	87	4.8		1,632	1,548	84	112	109	2.9
23	1,745	1,654	86	4.7		1,632	1,548	83	109	106	2.8
24	1,758	1,667	86	4.6		1,650	1,566	83	104	101	2.6
25	1,801	1,709	87	4.5		1,698	1,613	85	98	96	2.5
26	1,867	1,774	89	4.4		1,796	1,709	87	66	65	1.7
27	1,975	1,892	78	4.4		1,945	1,867	77	25	24	0.9
28	2, 109	2,024	81	4.4	27	2,097	2,016	81	8	8	0.0
29	2, 227	2, 138	85	4.4	33	2, 220	2, 135	85	3	3	0.0
30	2, 337	2, 244	89	4.3	35	2, 331	2, 242	89	2	2	0.0

注1. 事業所の総数には任意単独適用(平成30年度末は、431事業所)を含んでいる。

② 被保険者数

平成30年度末の厚生年金保険(第1号)の被保険者数は3,981万人で、前年度末に比べて69万人増加している。被保険者数の内訳をみると、男子が2,469万人、女子が1,512万人となっている。前年度末と比べると、男子が27万人増加、女子が42万人増加している。平成30年度末の被保険者数は、制度発足以来最多となっている。

短時間労働者数は、43万人となっている。男女別にみると、男子は12万人、女子は31万人となっている(表9、図3)。

表9 厚生年金保険(第1号) 被保険者数の推移

(年度末現在、単位:千人)

							`	1/2/10/20123	1 122 - 1 2 42	
年 度	総 数					, ,	短時間		, -	育児休業等
		男 子	一般男子	坑内員	船員	女 子	労働者	男 子	女 子	保険料免除者
平成20年度	34, 445	22, 377	22, 319	0.7	57	12,068	•		•	145
21	34, 248	22, 193	22, 137	0.6	56	12,055		•	•	160
22	34, 411	22, 241	22, 186	0.6	54	12, 170	•		•	180
23	34, 515	22, 242	22, 188	0.6	53	12, 273				197
24	34, 717	22, 279	22, 226	0.6	53	12, 439				214
25	35, 273	22, 566	22, 513	0.6	52	12,707				234
26	35, 985	22, 929	22,876	0.6	52	13,057				301
27	36, 864	23, 376	23, 323	0.6	52	13, 488				332
28	38, 218	23,980	23, 927	0.6	52	14, 238	291	86	204	355
29	39, 112	24, 417	24, 364	0.6	52	14, 695	383	112	271	385
30	39, 806	24,689	24, 637	0.5	52	15, 117	435	124	311	410

注1. 厚生年金保険(第1号)の被保険者は、平成26年度以前は厚生年金保険の被保険者、平成27年度以降は第1号厚生年金被保険者を計上している。

^{2.} 厚生年金基金非加入事業所数には船舶所有者を含まない。

^{2.} 短時間労働者の男子には坑内員を含む。

^{3.} 育児休業等保険料免除者数には、平成26年度から産前産後休業期間の保険料免除者を含む。

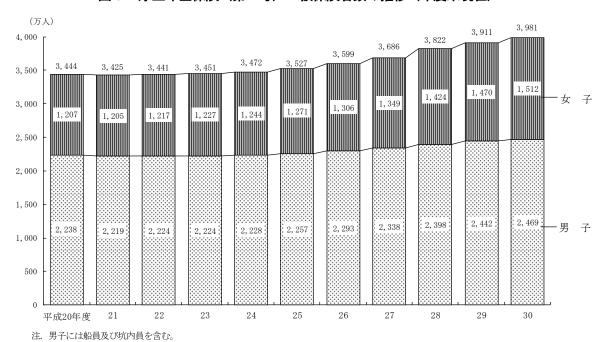


図3 厚生年金保険(第1号) 被保険者数の推移(年度末現在)

③ 厚生年金基金加入状況

平成30年度末の厚生年金保険(第1号)における厚生年金基金の加入者数は16万人で前年度末に 比べて11万人減少している。また、厚生年金基金加入者は厚生年金保険(第1号)全被保険者数の 0.4%を占めている(表10)。

表10 厚生年金基金加入・非加入別被保険者数の推移

(年度末現在、単位:千人)

	厚生	年金基金非力	加入	厚/	上年金基金 加	1入	厚生年金
年 度	総数	(再掲) 一般男子	(再掲) 女 子	総数	(再掲) 一般男子	(再掲) 女 子	基金加入 割合(%)
平成20年度	29, 813	19,052	10, 703	4,631	3, 266	1, 365	13. 4
21	29, 718	18, 959	10, 703	4, 529	3, 178	1, 351	13. 2
22	29, 977	19, 087	10,835	4, 434	3, 099	1, 335	12.9
23	30, 205	19, 184	10, 967	4,310	3,004	1, 306	12.5
24	30, 549	19, 338	11, 158	4, 168	2,888	1, 280	12.0
25	31, 298	19, 772	11, 473	3, 975	2,741	1, 234	11.3
26	32, 974	20,824	12,098	3,011	2,052	959	8.4
27	35, 584	22, 499	13,032	1,280	824	456	3.5
28	37, 762	23,630	14, 079	456	297	159	1.2
29	38, 844	24, 201	14, 590	268	163	105	0.7
30	39, 645	24, 539	15, 053	162	98	64	0.4

4 年齢構成

平成 30 年度末の厚生年金保険(第1号)の被保険者の年齢構成を男女別にみると、男女ともに 40 代の割合が最も高くなっている。

なお、厚生年金保険の被保険者の平均年齢は、平成30年度末で、男子は44.5歳、女子は42.6歳となっている(図4)。

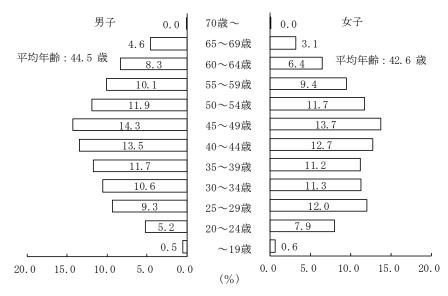
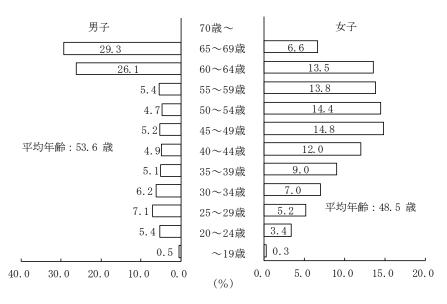


図4 厚生年金保険(第1号) 被保険者の年齢構成(平成30年度末)

注. 男子には船員及び坑内員を含む。

平成30年度末現在の短時間労働者の年齢構成は、男子は60~64歳、65~69歳の割合が他の年齢階級と比較して高くなっており、女子は45~49歳の割合が最も高くなっている。平均年齢は、男子は53.6歳、女子は48.5歳となっている(図5)。





注. 男子には坑内員を含む。

⑤ 標準報酬月額及び標準賞与額

平成 30 年度末の標準報酬月額の平均は 31 万 3 千円 (男子 35 万 5 千円、女子 24 万 4 千円) であり、前年度末に比べて 0.9%増加している。平成 30 年度の年度平均についても、31 万 1 千円 (男子 35 万 3 千円、女子 24 万 2 千円) と、前年度に比べて 0.8%増加している(表 11)。

表11 厚生年金保険(第1号) 標準報酬月額の平均の推移

		標準	報酬月額の	平均				標準	報酬月額の	平均			
		(年度末現在)	(再排	園) 短時間等	労働者		(年度平均)		(再掲) 短時間労働者		
		総数	男 子	女 子	総数	男 子	女 子	総数	男 子	女 子	総数	男 子	女 子
	平成26年度	308, 382	349, 735	235, 763		•		306, 897	348, 043	234, 554	•		•
宝	27	308, 938	350, 114	237, 574	•		•	308, 007	349, 144	236, 552		•	
実数	28	308, 133	350, 093	237, 462	126, 946	139, 893	121, 494	307, 896	349, 362	237, 428	126,062	139, 346	120, 362
(円)	29	309, 994	351, 960	240, 264	139, 312	152, 136	134,033	308, 352	350, 144	238, 693	135, 560	148,698	130, 026
	30	312, 678	354, 960	243, 623	144, 795	158, 108	139, 489	310,870	352, 914	241,940	142, 997	156, 273	137,618
	平成26年度	0.7	0.7	1.0	•		•	0.5	0.5	0.8			
伸び	27	0.2	0.1	0.8	•		•	0.4	0.3	0.9			
率	28	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.0	•		•	△ 0.0	0.1	0.4			
(%)	29	0.6	0.5	1.2	9.7	8.8	10.3	0.1	0.2	0.5	7. 5	6.7	8.0
	30	0.9	0.9	1.4	3. 9	3. 9	4. 1	0.8	0.8	1.4	5. 5	5. 1	5.8

注1. 男子には船員・坑内員を含む。

標準賞与額1回当たりの平均は、平成30年度で45万円(男子52万6千円、女子31万3千円)であり、前年度に比べて1.2%増加している。

一人当たり標準報酬額 (総報酬ベース・年額) は、平成 30 年度で 442 万 4 千円 (男子 507 万 5 千円、女子 335 万 8 千円) であり、前年度に比べて 0.9%増加している (表 12)。

表12 厚生年金保険(第1号) 標準賞与額1回当たりの平均及び一人当たりの標準報酬額の推移

		洒淮堂 5	額1回当た	りのでお				一人	当たり標準報	副額				
		保毕貝子	領1回ヨル	りの平均	(再掲) 短時間労働者			(総報酬ベース・年額)			(再排	(再掲) 短時間労働者		
		総数	男 子	女 子	総数	男 子	女 子	総数	男 子	女 子	総数	男 子	女 子	
	平成26年度	435, 820	506, 140	299, 803				4, 361, 575	4, 991, 749	3, 253, 588				
実	27	440, 856	513, 382	303, 238				4, 381, 148	5, 012, 923	3, 283, 744				
数	28	440, 335	513, 525	304,003				4, 375, 042	5, 012, 331	3, 292, 015		•••		
(円)	29	444, 626	518, 814	308,687	73, 474	118,340	52, 172	4, 386, 088	5, 030, 103	3, 312, 645	1, 683, 967	1,884,533	1, 599, 484	
	30	449, 984	526, 014	313, 112	75, 952	118, 279	57,830	4, 424, 329	5,074,502	3, 358, 393	1,776,090	1, 972, 622	1, 696, 461	
	平成26年度	1.8	2.0	1.3				0.8	0.9	0.9		•		
伸び	27	1.2	1.4	1. 1				0.4	0.4	0.9		•	•	
率	28	△ 0.1	0.0	0.3				△ 0.1	△ 0.0	0.3		•	•	
(%)	29	1.0	1.0	1.5				0.3	0.4	0.6				
	30	1.2	1.4	1.4	3. 4	△ 0.1	10.8	0. 9	0.9	1.4	5. 5	4. 7	6.1	

注1. 男子には船員・坑内員を含む。

^{2.} 短時間労働者の男子には坑内員を含む。

^{3.} 標準報酬月額の平均(年度平均)は、標準報酬月額年度累計を、各年4月から翌年3月までの被保険者数の合計で割ったものである。

^{2.} 短時間労働者の男子には坑内員を含む。

^{3.} 標準賞与額1回当たりの平均は、標準賞与額年度累計を、賞与支給延被保険者数で割ったものである。

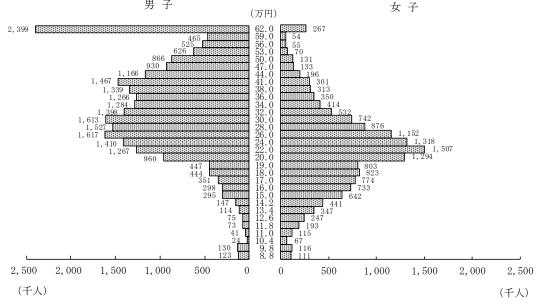
^{4.} 一人当たり標準報酬額は、標準報酬月額年度累計と標準賞与額年度累計の合計を、各年4月から翌年3月までの平均被保険者数で割ったものである。

図6は標準報酬月額別被保険者数の分布をみたものである。男子では上限の第31級(62万円)が240万人と最も多くなっている一方、女子は第15級(22万円)が151万人と最も多くなっている。

図6 厚生年金保険(第1号) 標準報酬月額別被保険者数(平成30年度末) 男子

(万円)

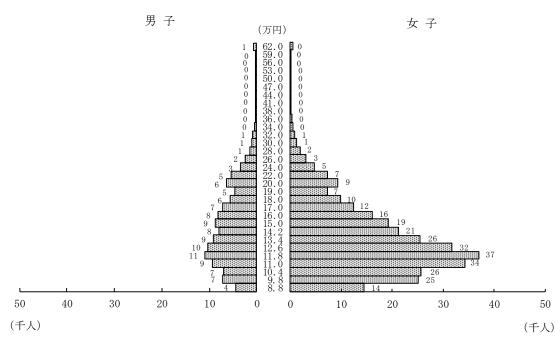
女子



注. 男子には船員及び坑内員を含む。

図7は標準報酬月額別短時間労働者数の分布をみたものである。男子では第5級(11.8万円)が1万人と最も多くなっており、女子も第5級(11.8万円)が4万人と最も多くなっている。

図7 厚生年金保険(第1号) 標準報酬月額別短時間労働者数(平成30年度末)



注. 男子には坑内員を含む。

(2) 受給(権)者数

① 受給者数

平成30年度末における厚生年金保険(第1号)の受給者数は3,530万人で、内訳は旧法厚生年金保険が103万人、旧法船員保険が2万人、新法厚生年金保険が3,385万人、旧共済組合が39万人となっている。

受給者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が 1,541 万人(全受給者数の 43.7%)、通算老齢年金が 1,390 万人(同 39.4%)、障害年金が 44 万人(同 1.2%)、遺族年金が 553 万人(同 15.7%)、通算遺族年金が 2 万人(同 0.1%)となっている。

また、平成30年度末において、老齢基礎年金を併せて受給する老齢厚生年金の受給者数は、老齢相当が1,356万人、通老相当が1,188万人となっている。障害基礎年金を併せて受給する障害厚生年金の受給者数は27万人であり、遺族基礎年金を併せて受給する遺族厚生年金の受給者数は7万人となっている(表13)。

表13	厚生年金保険(第1号)	受給者数	(平成30年度末)
22.10	一件二十业体域(宏)了	X.110'D XX	

						^	31										
						合 計		旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険			旧共済組合		
						千人	%	千人	%	千人	%		千人	%		千人	%
老	齢		年		金	15, 409	43.7	374	1.1	8	0.0	14, 794	(13, 413)	41. 9	232	(147)	0.7
通算	草老齢年	F 金	• 2	5年	未 満	13,896	39. 4	292	0.8	1	0.0	13, 532	(11, 812)	38. 3	71	(64)	0.2
障	害		年		金	438	1.2	34	0.1	1	0.0	400	(272)	1. 1	3	(1)	0.0
遺	族		年		金	5, 532	15. 7	312	0.9	11	0.0	5, 125	(73)	14. 5	83	(0)	0.2
通	算 道	赴	族	年	金	22	0.1	21	0.1	0	0.0	•	•		1		0.0
合					計	35, 296	100.0	1,033	2.9	23	0.1	33, 851	(25, 569)	95. 9	389	(213)	1.1

注1. 厚生年金保険(第1号)の受給者は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の 共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日 又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。

^{2. 「}旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。

^{3.} 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法 退職共済年金についても同様。

^{4. ()} 内は基礎年金 (同一の年金種別) を併給している者の数である。

^{5.} 割合は、厚生年金保険(第1号)の全受給者数に対するものである。

厚生年金保険(第1号)の受給者数を、年金種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が20万人、障害年金が1万人、遺族給付が8万人の増加、通算老齢年金が5万人の減少となっている(表14、図8)。

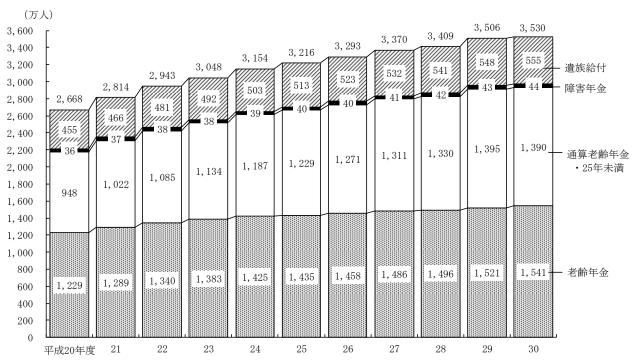
表14 厚生年金保険(第1号) 受給者数の推移

(年度末現在、単位:千人)

年度	合計	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成20年度	26, 684	12, 287	9, 485	363	4, 549
21	28, 141	12,893	10, 219	366	4, 664
22	29, 433	13, 399	10,849	377	4, 807
23	30, 479	13,831	11, 339	384	4, 924
24	31, 535	14, 246	11, 869	390	5,030
25	32, 164	14, 347	12, 286	397	5, 134
26	32, 932	14, 581	12, 715	404	5, 232
27	33, 703	14, 859	13, 110	410	5, 323
28	34, 094	14, 964	13, 302	419	5, 409
29	35, 060	15, 207	13, 948	427	5, 478
30	35, 296	15, 409	13, 896	438	5, 554

- 注1. 厚生年金保険(第1号)の受給者は、平成26年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
 - 2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法 退職共済年金についても同様。
 - 3. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。

図8 厚生年金保険(第1号) 受給者数の推移(年度末現在)



厚生年金保険(第1号)の老齢給付受給者数を前年度末と比較すると、旧法厚生年金保険の老齢年金が7万人、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が6万人、旧法船員保険の老齢年金が2千人、旧法船員保険の通算老齢年金が3百人、旧共済組合の退職年金が2万人、旧共済組合の通算退職年金が4千人の減少となっている一方、新法厚生年金保険の老齢厚生年金のうち老齢相当が29万人、通老相当が1万人の増加となっている(表15)。

表15 厚生年金保険(第1号) 老齢給付受給者数の推移

(年度末現在、単位:千人)

	^	31								
年度	台	· 計	旧法厚生	年金保険	旧法船	員保険	新法厚生	年金保険	旧共社	斉組合
平及	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	老齢相当	通老相当 • 25年未満	退職年金	通算退職年金 ・25年未満
平成20年度	12, 287	9, 485	1,316	1,043	30	6	10, 512	8, 336	429	101
21	12, 893	10, 219	1, 209	978	28	5	11, 245	9, 136	411	100
22	13, 399	10,849	1,093	889	25	5	11,891	9,858	391	98
23	13, 831	11, 339	982	799	23	4	12, 457	10, 441	371	96
24	14, 246	11,869	876	712	20	4	13,000	11,060	350	92
25	14, 347	12, 286	776	633	18	3	13, 223	11,561	330	89
26	14, 581	12,715	683	558	16	3	13, 573	12,068	309	86
27	14, 859	13, 110	596	483	14	2	13, 960	12, 543	290	82
28	14, 964	13, 302	516	412	12	2	14, 166	12,809	270	79
29	15, 207	13,948	442	350	10	2	14, 504	13, 521	251	75
30	15, 409	13,896	374	292	8	1	14, 794	13, 532	232	71

- 注1. 厚生年金保険(第1号)の受給者は、平成26年度以前は厚生年金の受給者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給者全体から、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚生年金受給者及び短期要件分の遺族厚生年金受給者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた受給者を計上している。
 - 2. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。
 - 3. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法 退職共済年金についても同様。

② 受給権者数

平成30年度末における厚生年金保険(第1号)の受給権者数は3,735万人で、その内訳を年金種別別にみると、老齢年金が1,609万人、通算老齢年金が1,472万人、障害年金が63万人、遺族給付が591万人となっている(表16)。

表16 厚生年金保険(第1号) 受給権者数の推移

(年度末現在、単位:千人)

年度	습計	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成20年度	29, 072	13, 236	10, 412	516	4, 908
21	30, 581	13, 854	11, 180	524	5,022
22	31, 982	14, 413	11,856	541	5, 171
23	33, 034	14, 840	12, 352	553	5, 290
24	34, 053	15, 233	12,862	564	5, 393
25	34, 555	15, 230	13, 258	573	5, 493
26	35, 258	15, 422	13, 662	584	5, 590
27	35, 999	15, 684	14, 042	594	5, 678
28	36, 257	15, 688	14, 202	605	5, 762
29	37, 179	15, 900	14, 832	616	5,832
30	37, 347	16, 087	14, 723	629	5, 907

- 注1. 厚生年金保険(第1号)の受給権者は、平成26年度以前は厚生年金の受給権者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給権者全体から、 共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚 生年金受給権者及び短期要件分の遺族厚生年金受給権者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上している。
 - 2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法 退職共済年命についても同様。
 - 3. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。

③ 在職者にかかる老齢給付の状況

平成30年度末の在職者の老齢給付(老齢年金及び通算老齢年金)の受給権者数は、400万人となっており、前年度末に比べて11万人(2.8%)の増加となっている(表17)。

表17 厚生年金保険(第1号) 在職者にかかる老齢給付状況の推移

(年度末現在、単位:万人)

		受給権者数		受給者数				
	総数	男 子	女 子	総数	男 子	女 子		
平成26年度	327.0	221. 2	105.8	275. 9	183.0	92.9		
	(156.0)	(110.7)	(45.3)	(154. 6)	(110.1)	(44.5)		
27	355.2	239. 7	115.5	303.4	202.2	101.2		
	(179.6)	(127.5)	(52.0)	(178.0)	(126.9)	(51. 1)		
28	364.1	235.8	128.3	319.8	206.8	113.0		
	(204.0)	(144. 3)	(59.7)	(202.6)	(143.8)	(58.8)		
29	389.4	249. 1	140.3	345. 7	221.6	124. 1		
	(228.5)	(161. 1)	(67.3)	(227.1)	(160.6)	(66.5)		
30	400.3	263.6	136.6	357. 5	235.0	122.5		
	(248. 1)	(174.4)	(73.7)	(246.7)	(173.8)	(72.9)		

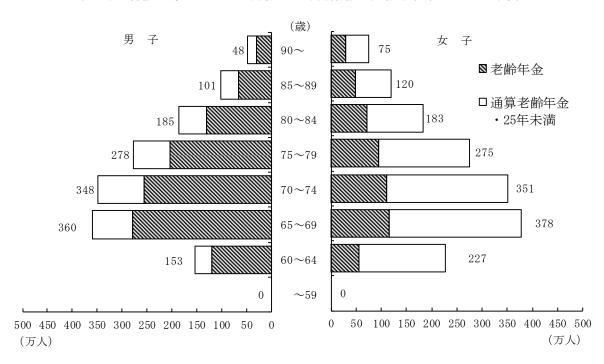
- 注1. 在職者とは、① 厚生年金保険の被保険者
 - ② 適用事業所に使用される70歳以上の者(平成26年度以前は、昭和12年4月2日以降生まれの者に限る)
 - ③ 国会議員もしくは地方公共団体の議会の議員(平成27年度以降に限る)

である老齢給付の受給権者及び受給者である。

④ 老齢給付の年齢階級別受給権者数

図9は、平成30年度末における厚生年金保険(第1号)の老齢給付の受給権者3,081万人の年齢階級別分布を示したものである。男女共に65~69歳が最も多い(男子は360万人、女子は378万人)。

図9 厚生年金保険(第1号) 老齢給付の年齢階級別受給権者数(平成30年度末)

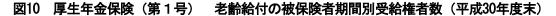


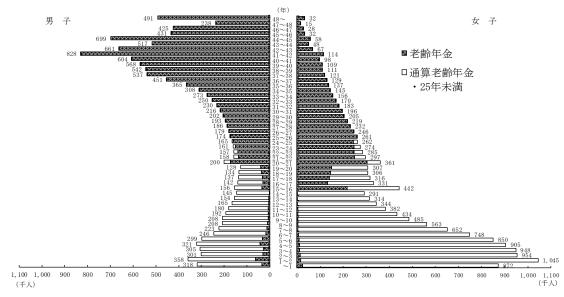
^{2. ()} 内の数値は、65歳以上の新法老齢厚生年金受給権者数及び受給者数(旧共済組合を除く)である。 ただし、平成26年度以前は、昭和12年4月2日以降生まれの者に限る。

⑤ 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

平成30年度末における厚生年金保険(第1号)の老齢給付受給権者数を被保険者期間別にみると、図10のとおりである。

男子では 41 年以上 42 年未満が最も多く (83 万人)、女子では 1 年以上 2 年未満が最も多く (105 万人) なっている。

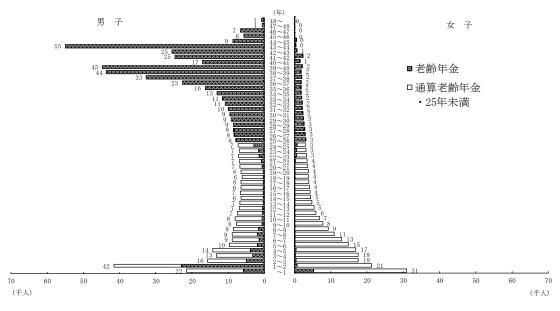




- 注1. 老齢年金には、被保険者期間が15年未満の者が存在しているが、これは、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の 共済組合等の組合員等の期間を含む)を含めて老齢年金に該当した者等もいるためである。
 - 2. 被保険者期間には、年金分割によるみなし被保険者期間を含んでいる。

平成30年度に新規裁定された厚生年金保険(第1号)の老齢給付受給権者数を被保険者期間別にみると、図11のとおりである。

図11 厚生年金保険(第1号) 老齢給付の被保険者期間別受給権者数(平成30年度新規裁定)



- 注1. 老齢年金には、被保険者期間が15年未満の者が存在しているが、これは、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の 共済組合等の組合員等の期間を含む)を含めて老齢年金に該当した者等もいるためである。
 - 2. 被保険者期間には、年金分割によるみなし被保険者期間を含んでいる。

⑥ 老齢厚生年金の繰上げ・繰下げ受給の状況

新法厚生年金保険(老齢厚生年金)受給権者のうち、特別支給の老齢厚生年金の受給権者を含まない受給権者は、繰下げ率が、概ね1%程度となっている(表 18)。

表18 厚生年金保険(第1号) 新法厚生年金保険(老齢厚生年金)受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

(年度末現在、単位:人、%)

	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
			受給率		受給率		受給率
平成29年度	25, 296, 195	59, 898	0.2	25, 069, 286	99.1	167, 011	0.7
30	26, 047, 628	77, 560	0.3	25, 779, 911	99.0	190, 157	0.7

- 注1. 老齢厚生年金受給権者総数には、特別支給の老齢厚生年金の受給権者を含めていない。これは、特別支給の老齢厚生年金は繰下げできないためである。
 - 2. 老齢厚生年金の繰上げ制度は報酬比例部分の支給開始年齢引上げに伴い導入されている。

(参考)

(年度末現在、単位:人、%)

	総数	繰上げ	受給率	本 来	受給率	操下げ	受給率
平成26年度	21, 986, 841	21,928	0.1	21, 716, 017	98.8	248, 896	1. 1
27	23, 126, 224	32, 795	0.1	22, 829, 711	98. 7	263, 718	1. 1
28	24, 081, 359	46, 310	0.2	23, 756, 169	98.6	278, 880	1.2

- 注. 平成29年度より、本来と繰下げの分類を変更しており、本表は分類変更前の数値である。
 - ・ 平成28年度までの本来と繰下げの分類は、平成19年3月以前に本来・繰下げ支給の受給権が発生した受給権者については基礎年金の状況で判定しており、平成28年度以前の数値には、当該受給権者のうち基礎年金のみの繰下げ者が含まれている。
 - ・ 平成29年度からは、当該受給権者についても老齢厚生年金の状況で繰下げを判定するよう変更し、精緻化した。

受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で70歳の新法厚生年金保険(老齢厚生年金)受給権者の繰上げ・繰下げ状況をみると、繰下げ率が、概ね1%程度で推移している(表19)。

表19 厚生年金保険(第1号) 新法厚生年金保険(老齢厚生年金) 70歳の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

(年度末現在、単位:人、%)

	総数	繰上げ	受給率	本 来	受給率	繰下げ	受給率
平成26年度	1, 186, 534	•	•	1, 176, 463	99. 2	10, 067	0.8
27	950, 336		•	941, 186	99. 0	9, 150	1.0
28	1, 353, 086	•	•	1, 339, 282	99. 0	13, 801	1.0
29	1, 789, 123	•	•	1, 768, 519	98.8	20,600	1. 2
30	1,767,764	•	•	1, 745, 969	98.8	21, 790	1. 2

- 注1. 繰上げ下げ状況が不詳の者がいるため、繰上げ、本来、繰下げの和は総数と一致しないことがある。
 - 2. 受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で70歳の新法厚生年金保険(老齢厚生年金)受給権者の繰上げ・繰下げ状況である。
 - 3. 老齢厚生年金の繰上げ制度は報酬比例部分の支給開始年齢引上げに伴い導入されており、表中の年度末時点において70歳の者については、老齢厚生年金の繰上げ制度の対象となっていない。

(3) 年金額

① 年金総額

平成 30 年度末における厚生年金保険(第 1 号)の受給者の年金総額は 25 兆 6,643 億円で、その内 訳を年金種別別にみると、老齢年金が 17 兆 4,244 億円で年金総額の 67.9%を占めており、通算老齢 年金が 2 兆 4,410 億円(年金総額の 9.5%)、障害年金が 3,072 億円(同 1.2%)、遺族年金が 5 兆 4,856 億円(同 21.4%)、通算遺族年金が 60 億円(同 0.0%)となっている(表 20)。

表20 厚生年金保険(第1号) 受給者年金総額(平成30年度末)

						^	31								
						合	計	旧法厚生年	金保険	旧法船員	保険	新法厚生年	金保険	旧共済約	且合
						億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老	齢		年		金	174, 244	67. 9	6, 050	2.4	243	0.1	164, 443	64. 1	3, 508	1.4
通算	草老齢年	F金	• 25	年末	満	24, 410	9.5	1, 097	0.4	4	0.0	23, 146	9.0	163	0.1
障	害		年		金	3,072	1.2	399	0.2	23	0.0	2, 622	1.0	28	0.0
遺	族		年		金	54, 856	21.4	3, 224	1.3	187	0.1	50, 485	19.7	960	0.4
通	算 ì	貴 力	族	年	金	60	0.0	58	0.0	1	0.0	•		1	0.0
合					計	256, 643	100.0	10, 828	4.2	459	0.2	240, 696	93.8	4,661	1.8

注1. 厚生年金保険(第1号)受給者の年金総額は、老齢給付及び遺族年金(長期要件)については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金(短期要件)については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を含めて算出した年金総額を計上している。

^{2.} 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法 退職共済年金についても同様。

^{3. 「}旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者の当該 年金の年金総額を計上している。

^{4.} 割合は、厚生年金保険(第1号)の受給者の年金総額全体に対するものである。

平成30年度末における厚生年金保険(第1号)の受給者の年金総額を、年金種別別に前年度末と比較すると、老齢年金が1,290億円の減少、通算老齢年金が679億円の減少、障害年金が38億円の増加、遺族給付が484億円の増加となっている(表21、図12)。

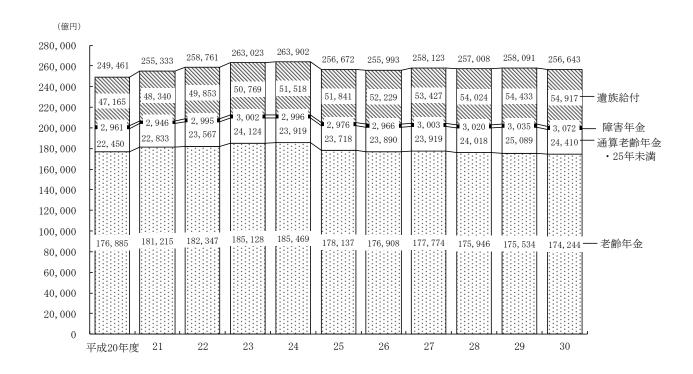
表21 厚生年金保険(第1号) 受給者年金総額の推移

(年度末現在、単位:億円)

	合計 「							
年度	合	計	老齢	年金	通算老i • 25年		障害年金	遺族給付
平成20年度	249, 461	(236, 195)	176, 885	(164, 495)	22, 450	(21, 575)	2, 961	47, 165
21	255, 333	(240, 939)	181, 215	(167, 762)	22,833	(21, 891)	2, 946	48, 340
22	258, 761	(243, 474)	182, 347	(168, 073)	23, 567	(22, 555)	2, 995	49, 853
23	263, 023	(246, 892)	185, 128	(170, 072)	24, 124	(23, 048)	3,002	50, 769
24	263, 902	(246, 937)	185, 469	(169, 656)	23, 919	(22, 768)	2, 996	51, 518
25	256, 672	(239, 390)	178, 137	(162, 062)	23,718	(22, 511)	2, 976	51,841
26	255, 993	(239, 171)	176, 908	(161, 320)	23,890	(22,656)	2, 966	52, 229
27	258, 123	(243, 211)	177, 774	(164, 093)	23, 919	(22,688)	3,003	53, 427
28	257, 008	(245, 827)	175, 946	(165, 869)	24,018	(22, 914)	3,020	54, 024
29	258, 091	(248, 916)	175, 534	(167, 485)	25, 089	(23, 964)	3, 035	54, 433
30	256, 643	(248, 790)	174, 244	(167, 493)	24, 410	(23, 308)	3, 072	54, 917

- 注1. 厚生年金保険(第1号)受給者の年金総額は、平成26年度以前は厚生年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険(第1号)受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金(長期要件)については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金(短期要件)については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を含めて算出した年金総額を計上している。
 - 2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法 退職共済年金についても同様。
 - 3. () 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。
 - 4. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。

図 12 厚生年金保険(第1号) 受給者年金総額の推移(年度末現在)



厚生年金保険(第1号)の老齢給付の受給者年金総額について、前年度末と比較すると、旧法厚生年金保険の老齢年金が1,206億円、旧法厚生年金保険の通算老齢年金が220億円、旧法船員保険の老齢年金が49億円、旧法船員保険の通算老齢年金が1億円、新法厚生年金保険の通老相当が445億円、旧共済組合の退職年金が372億円、通算退職年金が13億円の減少となっている一方、新法厚生年金保険の老齢相当が337億円の増加となっている(表22)。

表22 厚生年金保険(第1号) 老齢給付の受給者年金総額の推移

(年度末現在、単位:億円)

	Λ =	合計								
年度	台声	iT .	旧法厚生年	F金保険	旧法創	4員保険	新法厚生生	丰金保険	旧共社	斉組合
干及	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	老齢相当	通老相当 • 25年未満	退職年金	通算退職年金 ・25年未満
平成20年度	176, 885 (164, 495)	22, 450 (21, 575)	24, 243 (23, 886)	4, 160 (4, 093)	864	22	143, 641 (131, 608)	17, 977 (17, 169)	8, 137	291
21	181, 215 (167, 762)	22, 833 (21, 891)	22, 186 (21, 859)	3,869 (3,807)	796	20	150, 544 (137, 419)	18,663 (17,784)	7, 688	280
22	182, 347 (168, 073)	23, 567 (22, 555)	19,850 (19,556)	3, 494 (3, 436)	726	17	154, 567 (140, 587)	19, 786 (18, 831)	7, 204	270
23	185, 128 (170, 072)	24, 124 (23, 048)	17,582 (17,321)	3,115 (3,062)	651	15	160, 188 (145, 394)	20, 738 (19, 714)	6, 706	256
24	185, 469 (169, 656)	23, 919 (22, 768)	15, 487 (15, 257)	2,759 (2,712)	581	13	163, 189 (147, 606)	20,905 (19,800)	6, 212	242
25	178, 137 (162, 062)	23, 718 (22, 511)	13, 434 (13, 233)	2,414 (2,372)	508	11	158, 499 (142, 625)	21,066 (19,901)	5, 696	227
26	176, 908 (161, 320)	23, 890 (22, 656)	11,601 (11,438)	2,098 (2,062)	447	10	159, 643 (144, 217)	21,570 (20,371)	5, 217	213
27	177, 774 (164, 093)	23, 919 (22, 688)	10,083 (9,964)	1,828 (1,801)	393	8	162, 631 (149, 070)	21,882 (20,677)	4, 666	202
28	175, 946 (165, 869)	24,018 (22,914)	8,603 (8,527)	1,557 (1,540)	340	7	162, 737 (152, 736)	22, 265 (21, 178)	4, 266	189
29	175, 534 (167, 485)	25, 089 (23, 964)	7, 256 (7, 205)	1,317 (1,305)	292	6	164, 106 (156, 108)	23, 591 (22, 477)	3, 880	176
30	174, 244 (167, 493)	24, 410 (23, 308)	6,050 (6,013)	1,097 (1,088)	243	4	164, 443 (157, 728)	23, 146 (22, 052)	3, 508	163

- 注1. 厚生年金保険(第1号)受給者の年金総額は、平成26年度以前は厚生年金の受給者の年金総額を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険(第1号)受給者の年金総額を計上しており、老齢給付及び遺族年金(長期要件)については、平成27年9月以前の厚生年金保険被保険者期間及び平成27年10月以降の第1号厚生年金被保険者期間に係る年金総額を、平成27年10月以降に受給権が発生した障害厚生年金及び遺族厚生年金(短期要件)については、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を含めて算出した年金総額を計上している。
 - 2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法 退職共済年金についても同様。
 - 3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者の当該 年金の年金総額を計上している。
 - 4. () 内は、厚生年金基金代行分を含まない年金総額である。

② 平均年金月額

平成30年度末における厚生年金保険(第1号)の老齢給付の受給者平均年金月額は、併給する老齢 基礎年金の額を含めて、老齢年金が14万6千円、通算老齢年金が6万1千円となっている(表23)。

表23 厚生年金保険(第1号) 受給者平均年金月額の推移

(年度末現在、単位:円)

						1 1 1 1 1 1 1
	老齢年金	(再掲) 基礎または 定額あり	(再掲) 基礎及び 定額なし	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
平成26年度	147, 513	156, 245	77, 556	58, 075	101, 906	84, 831
27	147, 872	156, 904	75, 632	59, 013	102,630	85, 200
28	147, 927	155, 341	73, 805	59, 837	102, 398	84, 694
29	147, 051	153, 861	72, 228	59, 621	102, 890	84, 180
30	145, 865	153, 049	69, 095	60, 687	102,855	83, 704

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。新法 退職共済年金についても同様。

^{2. 「}基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外(老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者)をいう。

^{3. 「}遺族年金」には、通算遺族年金を含まない。

^{4.} 平均年金月額には基礎年金月額を含む。

男子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成13年度から段階的に引き上げられたことにより、原則として定額部分のない報酬比例部分のみの年金となったため、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、64歳までと65歳以上で大きな違いが見られる。

また、報酬比例部分についても、支給開始年齢が平成25年度に61歳、平成28年度に62歳に引き上げられた。そのため、老齢年金受給権者数は、平成26年度・平成27年度の60歳と、平成28年度から平成30年度の60歳・61歳で少なくなっている。なお、これらの者(平成30年度の60歳を除く)には、支給開始年齢が遅れて引き上がる、年金額が比較的高い坑内員や船員の受給権者が含まれていることなどにより、平均年金月額が高くなっている。

また、平成30年度の60歳の受給権者については、平成30年度から坑内員・船員に関する特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢が61歳に引き上がり、平成30年度の60歳の受給権者に坑内員・船員の受給権者は含まれていない(繰上げを選択した者を除く)。そのため、平成30年度の60歳の平均年金月額は、平成29年度の60歳と比較して低くなっている(表24)。

表24 厚生年金保険(第1号) 老齢年金受給権者状況の推移(男子)

(年度末現在)

			受給権者数	汝 (万人)		
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成26年度	0.7	33. 1	46. 1	49.9	54. 3	856.3
27	0.7	32.3	41.2	46. 7	50.5	886.8
28	0.6	1.3	41.4	42.4	47.3	916.8
29	0.5	1.0	33. 4	42.6	43.2	942.1
30	0.4	1.0	32.3	42.7	43.5	961.7

		平均年金月額(円)									
	60歳	61歳	62歳	62歳 63歳		65歳以上					
平成26年度	129, 823	95, 763	96, 934	100,666	103, 330	179, 578					
27	124, 261	94, 399	97, 433	101, 255	103, 727	178, 928					
28	121,853	120,670	92, 332	100,742	103, 399	176, 655					
29	114, 597	119, 480	89, 199	95, 274	102, 572	174, 535					
30	96,673	112, 496	87, 404	90, 957	97, 209	172, 742					

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

^{2.} 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

女子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成 18 年度から段階的に引き上げられ、平成 30 年度からは定額部分のない報酬比例部分のみの年金となったため、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成 26 年度は 62 歳までと 63 歳以降で、平成 27 年度から平成 29 年度は 63 歳までと 64 歳以降で、平成 30 年度は 64 歳までと 65 歳以降で大きな違いが見られる。

また、報酬比例部分についても、支給開始年齢が平成30年度に61歳に引き上げられた。そのため、 老齢年金受給権者数は、平成30年度の60歳で少なくなっている。なお、平成30年度の60歳の受給 権者は、繰上げを選択した者であり、基礎年金も同時に繰上げが行われるため、平均年金月額が高く なっている(表25)。

表25 厚生年金保険(第1号) 老齢年金受給権者状況の推移(女子)

(年度末現在)

	<u> </u>									
			受給権者数	汝 (万人)						
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上				
平成26年度	10.9	15. 2	17. 5	19.8	21.8	416.5				
27	10.1	14. 2	15. 6	17.8	20. 1	432.3				
28	9.2	12.7	15. 4	15. 9	18. 2	447.6				
29	8.7	11.4	14. 5	15. 7	16. 3	460.4				
30	0.1	11.3	13. 3	15.6	16.0	470.8				

		平均年金月額 (円)									
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上					
平成26年度	50, 360	50, 323	49,672	96, 204	95, 180	108, 384					
27	52, 169	51,061	51, 214	50, 771	96, 922	109, 180					
28	53, 381	53, 326	49, 449	51, 952	97, 761	108, 964					
29	53, 034	54, 522	49, 299	50, 272	99, 889	108, 776					
30	81, 956	54, 154	50,006	48, 378	51,026	108, 756					

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

^{2.} 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

表 26 は厚生年金保険(第1号)の老齢年金受給権者の給付状況の推移を示したものである。平成 30 年度末における受給権者数は 1,609 万人であり、前年度末と比べると、受給権者数は 18 万8 千人 増加している。平均年金月額は 14 万4 千円となっている。

表26 厚生年金保険(第1号) 老齢年金の受給権者数及び平均年金月額の推移

(年度末現在)

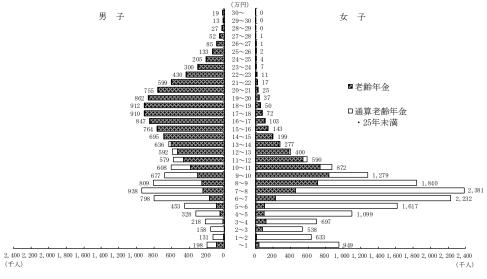
													(1)2/1/2012/
年 度	合	合 計		旧法厚生年金保険 老齢年金						『生年金伊 年金(老齢		旧共済組合 退職年金・ 退職共済年金(退年相当)	
	受給権者 数	平均年金		受給権者 数	平均年	金月額	受給権者 数	平均年 金月額	受給権者 数	平均年	金月額	受給権者 数	平均年金月額
	千人		千円	千人		千円	千人	千円	千人		千円	千人	千円
平成20年度	13, 236	155	(146)	1, 317	154	(151)	30	239	11, 455	155	(145)	433	172
21	13,854	153	(144)	1,211	153	(151)	28	240	12, 201	153	(143)	415	171
22	14, 413	150	(141)	1,094	151	(149)	25	240	12,900	149	(139)	394	169
23	14,840	149	(140)	983	149	(147)	23	240	13, 461	149	(138)	374	167
24	15, 233	148	(139)	877	147	(145)	20	240	13, 982	148	(137)	353	179
25	15, 230	146	(136)	777	144	(142)	18	238	14, 102	145	(134)	333	176
26	15, 422	145	(136)	684	141	(139)	16	237	14, 410	144	(134)	313	174
27	15,684	145	(137)	597	141	(139)	14	239	14, 781	145	(137)	293	169
28	15,688	146	(140)	516	139	(138)	12	240	14, 887	145	(139)	273	168
29	15,900	145	(140)	443	137	(136)	10	241	15, 194	145	(140)	253	166
30	16,087	144	(140)	375	135	(134)	8	241	15, 470	144	(140)	234	165

- 注1. 厚生年金保険(第1号)の受給権者は、平成26年度以前は厚生年金の受給権者を計上している。平成27年度以降は、厚生年金保険受給権者全体から、 共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)のみの者を除き、さらに、障害厚 生年金受給権者及び短期要件分の遺族厚生年金受給権者について、それぞれ初診日又は死亡日に共済組合等の組合員等であった者を除いた者を計上し ている。
 - 2. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢相当」としている。また、新法退職共済年金については、旧法の退職年金に相当するものを「退年相当」としている。
 - 3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給権者を計 上している。
 - 4. 平均年金月額には、基礎年金月額を含む。ただし、平成23年度までは旧農林共済組合に係る基礎年金月額を含まない。
 - 5. () 内は、厚生年金基金代行分を含まない平均年金月額である。

③ 年金月額階級別受給権者数

平成30年度末における厚生年金保険(第1号)の老齢給付受給権者の年金月額階級別分布をみたものが図13である。男子は、通算老齢年金を中心とした7~8万円をピークとする山と、老齢年金を中心とした18~19万円をピークとする山に分かれているが、女子では通算老齢年金を中心とした7~8万円がピークとなっている。

図13 厚生年金保険(第1号) 老齢給付の年金月額階級別受給権者数(平成30年度末)



注. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

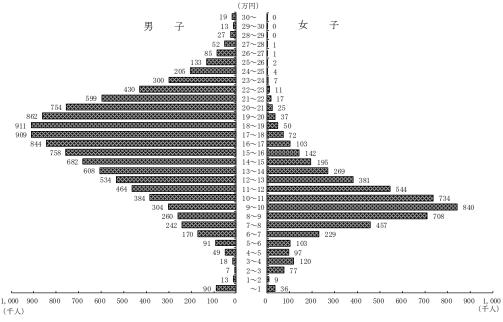
平成30年度末における厚生年金保険(第1号)の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみたものが表27、図14である。男子は、15~20万円が男子全体の39.6%を占めており、より詳細にみると18~19万円をピークとする山型となっている。女子は、5~10万円が44.3%と半数近くを占めており、より詳細にみると9~10万円をピークとする山型となっている。男子に比べ女子の分布は低い方に偏っている。

表 27 厚生年金保険(第1号) 老齢年金の年金月額階級別受給権者数(平成30年度末)

年金月額	合 計	<u> </u>	男	子	#	女子		
十並/1 根		割合),	割合	Ŋ	割合		
	千人	%	千人	%	千人	%		
合 計	16, 087	100.0	10,816	100.0	5, 271	100.0		
万円以上 万円未満								
~ 5	515	3.2	177	1.6	338	6.4		
$5 \sim 10$	3, 405	21.2	1,068	9.9	2, 337	44.3		
$10 \sim 15$	4, 794	29.8	2,671	24.7	2, 123	40.3		
$15 \sim 20$	4,687	29. 1	4, 284	39.6	403	7.6		
$20 \sim 25$	2, 352	14.6	2, 288	21.2	64	1.2		
$25 \sim 30$	314	2.0	310	2.9	4	0.1		
30 ∼	20	0.1	19	0.2	0	0.0		
平均年金月額(円)	143, 761		163, 840		102, 558			

- 注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
 - 2. 年金月額には、基礎年金月額を含む。
 - 3. 本表においては、
 - ・厚生年金保険(第1号)の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていること
 - ・老齢年金には、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を含めて該当した者もいるが、これらの者の年金月額には共済組合等から支給される分が含まれていないことに留意が必要である。

図14 厚生年金保険(第1号) 老齢年金の年金月額階級別受給権者数(平成30年度末)



- 注1. 年金月額には、基礎年金月額を含む。
 - 2. 本表においては、
 - ・厚生年金保険(第1号)の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていること
 - ・老齢年金には、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を含めて該当した者もいるが、これらの者の年金月額には共済組合等から支給される分が含まれていないことに留意が必要である。

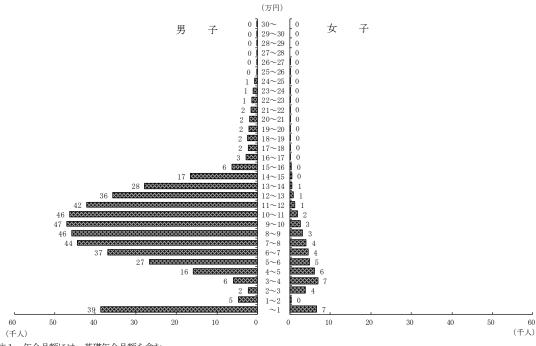
平成30年度に新規裁定された厚生年金保険(第1号)の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみたものが表28、図15である。男子は、月額5~10万円が43.7%を占めているが、より詳細にみると9~10万円をピークとする山型となっている。女子は、月額5万円未満が48.4%を占めており、より詳細にみると3~4万円がピークとなっている。

表28 厚生年金保険(第1号) 老齢年金の年金月額階級別受給権者数(平成30年度新規裁定)

	合	計				
年金月額	П	P I	男 <u>子</u>		女	子
		割合		割合		割合
	千人	%	千人	%	千人	%
合 計	510	100.0	460	100.0	49	100.0
万円以上 万円未満						
~ 5	91	17.9	68	14.7	24	48.4
$5 \sim 10$	220	43.2	201	43.7	19	38.8
$10 \sim 15$	174	34.1	169	36.6	5	10.5
$15 \sim 20$	17	3.3	16	3. 5	1	2. 1
$20 \sim 25$	7	1.3	7	1.4	0	0.2
$25 \sim 30$	0	0.1	0	0.1	0	0.0
30 ∼	0	0.0	0	0.0	0	0.0
平均年金月額(円)	86,658		89,828		57, 056	

- 注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
- 2. 年金月額には、基礎年金月額を含む。
- 3. 本表においては、
 - ・厚生年金保険(第1号)の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていること
- ・老齢年金には、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を含めて該当した者もいるが、これらの者の年金月額には共済組合等から支給される分が含まれていないことに留意が必要である。

図15 厚生年金保険(第1号) 老齢年金の年金月額階級別受給権者数(平成30年度新規裁定)



- 注1. 年金月額には、基礎年金月額を含む。
 - 2. 本表においては、
 - ・厚生年金保険(第1号)の受給権者には、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引上げにより、定額部分のない、報酬比例部分のみの65歳未満の受給権者が含まれていること
- ・老齢年金には、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間 (平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む) を含めて該当した者もいるが、これらの者の年金月額には共済組合等から支給される分が含まれていないこと に留意が必要である。

④ 雇用保険

平成30年度末における失業給付との調整に該当する受給権者数は3万5千人、総停止年金額は218億円、平均停止月額は5万2千円となっている。高年齢雇用継続給付との併給調整に該当する受給権者数は24万4千人、停止総額は324億円、平均停止月額は1万1千円となっている(表29)。

表29 雇用保険の給付と老齢厚生年金との調整状況の推移

【失業給付】 (年度末現在) 件 数 総停止年金額 平均停止月額 年 度 通老相当 通老相当 通老相当 計 計 計 老齢相当 老齢相当 老齢相当 ·25年未満 ·25年未満 ·25年未満 千円 Д 16, 150 平成 26 年度 36, 938 34,261,84530,782,8383, 479, 007 53, 782 69,44717,952 53,088 16, 203 28, 669, 688 3, 133, 703 16, 117 27 51, 283 35,080 31, 803, 391 51,680 68, 105 23, 119, 550 27,690 3, 339, 028 50, 108 69, 579 17,057 28 44,003 16, 313 26, 458, 577 25,601 22, 712, 315 73, 930 17,840 29 42,203 16,602 26, 266, 500 3, 554, 185 51,865 30 35, 189 21,797 13, 392 21, 756, 620 19, 195, 142 2,561,477 51, 523 73, 386 15,939

【高年齢雇用	【高年齢雇用継続給付】 (年度末現在)										
	件数			高年齢雇用	継続給付による係	- 非総額	2	平均停止月額			
年 度	計	老齢相当	通老相当 • 25年未満	計	老齢相当	通老相当 • 25年未満	計	老齢相当	通老相当 • 25年未満		
	人	人	人	千円	千円	千円	円	円	円		
平成 26年度	309,008	299, 633	9, 375	39, 090, 903	38, 217, 147	873, 755	10, 542	10,629	7,767		
27	310, 149	299, 177	10, 972	39, 529, 831	38, 457, 767	1,072,064	10,621	10, 712	8, 142		
28	271, 117	259, 729	11, 388	34, 084, 985	32, 991, 245	1,093,740	10, 477	10, 585	8,004		
29	251, 163	240, 134	11,029	32, 708, 074	31, 650, 604	1,057,470	10, 852	10, 984	7,990		
30	244, 415	235, 266	9, 149	32, 375, 392	31, 530, 780	844, 612	11,038	11, 168	7,693		

⑤ 離婚等に伴う年金分割の状況

表30は厚生年金保険(第1号)における離婚等に伴う保険料納付記録の分割件数の推移を示したものである。平成30年度に分割された件数は2万9千件で、前年度と比べ3千件増加している。分割件数のうち、3号分割のみの件数は7千件で、前年度と比べ1千件増加している。

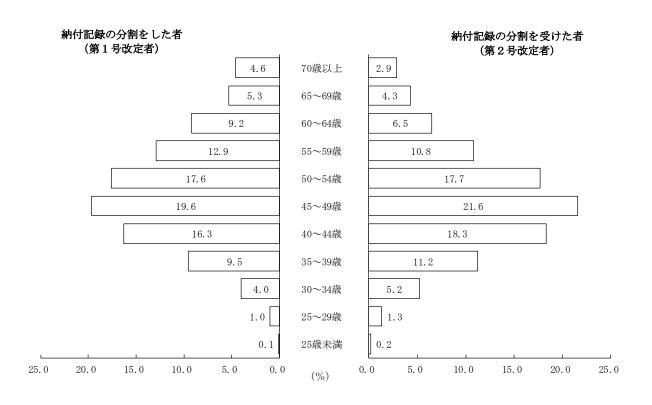
	総数(件)						
	松 奴 (計)	離婚分割	3 号分割のみ	離婚件数(組)			
平成26年度	22, 468	19, 980	2, 488	228, 435			
27	27, 149	23, 448	3, 701	228, 879			
28	26, 682	21, 946	4, 736	219, 351			
29	26, 063	20, 479	5, 584	214, 069			
30	28, 793	21, 841	6, 952	212, 871			

注1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。

<離婚分割に係る状況>

図 16 は平成 30 年度における離婚分割者の年齢構成を示したものである。納付記録の分割をした者 (第1号改定者)、納付記録の分割を受けた者(第2号改定者)ともに 45~49歳の割合が最も高くなっ ている。

図16 厚生年金保険(第1号) 離婚分割者の年齢構成(平成30年度)



^{2. 3}号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中(平成20年4月以後)の第3号被保険者期間に係る厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。

^{3.} 離婚分割による保険料納付記録分割件数には、離婚分割かつ3号分割を行った件数を含む。

^{4.} 離婚件数は、「人口動態統計速報」(厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室)による年度累計である。

表 31 は離婚分割の分割対象期間別件数割合の推移を示したものである。平成 30 年度では 15~20 年の割合が 20.0%と最も高くなっている。

表31 厚生年金保険(第1号) 離婚分割 分割対象期間別件数割合の推移

(単位:%)

		分割対象期間									
	以上	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	40年~		
	未満 ~5年	~10年	~15年	~20年	~25年	~30年	~35年	~40年			
平成26年度	2.9	12.3	18. 2	18. 4	16.5	12.8	8.1	4. 9	5.9		
27	2.7	11. 4	18.0	18. 3	16. 6	12. 9	8. 5	5. 7	6.0		
28	2.8	9.8	18. 1	19. 7	17.8	12. 9	8. 3	4.8	5.8		
29	2. 7	8.8	16.8	19.8	18.4	14. 3	8.7	5.0	5.6		
30	2.9	8.0	16. 2	20.0	19. 0	14. 5	8. 7	5. 0	5.6		

注. 3号分割に係る期間を含まない。

表 32 は離婚分割の按分割合別件数割合の推移を示したものである。按分割合は 50%が 97.6%とほとんどを占めている。

表32 厚生年金保険(第1号) 離婚分割 按分割合別件数割合の推移

(単位:%)

	1					<u> </u>
			按分	割合		
	以上	10%	20%	30%	40%	50%
	未満 ~10%	~20%	~30%	~40%	~50%	50 /6
平成26年度	0.0	0.1	0.4	1.2	1.9	96.4
27	0.0	0.1	0.4	1.3	1.9	96. 3
28	0.0	0.0	0.3	0.9	1.7	97.0
29	0.0	0.1	0.2	0.8	1.5	97. 4
30	0.0	0.0	0.2	0.7	1.4	97.6

注. 3号分割に係る期間を含まない。

表33は受給権者である離婚分割者の分割改定前後の平均年金月額等の推移を示したものである。平成30年度では第1号改定者においては改定前14万3千円、改定後11万2千円、第2号改定者においては改定前5万1千円、改定後8万3千円となっており、変動差はそれぞれ3万1千円となっている。

表33 厚生年金保険(第1号) 離婚分割 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

		第1号	改定者		第2号改定者						
	件数	平均	年金月額(円)	件数	平均年金月額(円)					
	(人)	改定前	改定後	変動差	(人)	改定前	改定後	変動差			
平成26年度	3, 201	139, 424	109, 785	△ 29,640	2, 515	51, 528	82, 622	31, 022			
27	3, 119	136, 995	111, 329	△ 25,666	2, 496	54, 819	81, 647	26, 828			
28	3, 038	140, 123	109, 620	△ 30, 503	2, 604	48, 546	80, 513	31, 967			
29	2, 805	142,713	111, 892	△ 30,821	2, 510	49, 741	80, 799	31, 058			
30	2, 862	143, 208	112, 272	△ 30, 937	2, 546	51, 436	82, 701	31, 265			

注. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。また、離婚分割かつ3号分割を行った場合には、3号分割に係る 改定額を含む。

<3号分割のみの年金分割に係る状況>

図 17 は平成 30 年度における 3 号分割のみ改定者の年齢構成を示したものである。納付記録の分割をした者(特定被保険者)、納付記録の分割を受けた者(被扶養配偶者)ともに 35~39 歳の割合が最も高くなっている。

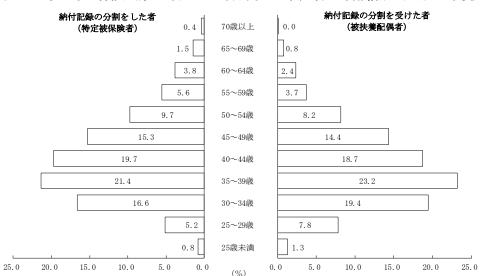


図17 厚生年金保険(第1号) 3号分割のみ改定者の年齢構成(平成30年度)

表 34 は 3 号分割のみの分割対象期間別件数割合の推移を示したものである。平成 30 年度では 8 ~ 9 年 (16.1%) の割合が最も高くなっている。

						分 割	対 象	期間				
	以上		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
	未満	~1年	~2年	~3年	~4年	~5年	~6年	~7年	~8年	~9年	~10年	~11年
平成26年度		5. 2	10.0	13.3	16.0	23. 6	19.0	13.0				
27		4. 1	9. 2	11.6	12. 5	13. 9	19.8	18. 1	10.8			
28		3.6	8. 1	9.8	10.5	11. 3	12.4	18.0	15. 7	10.6		
29		3. 3	6.8	9.5	9.3	10. 2	10.7	11.9	17.0	12.8	8.4	
30		3.0	6.3	8.3	8.6	8. 9	9. 2	9. 7	10.6	16. 1	12.4	6.9

表34 厚生年金保険(第1号) 3号分割のみ 分割対象期間別件数割合の推移

表 35 は受給権者である 3 号分割のみ者の分割改定前後の平均年金月額等の推移を示したものである。 平成 30 年度においては、男子は改定前 12 万 9 千円、改定後 12 万 3 千円、女子は改定前 3 万 4 千 円、改定後 3 万 9 千円となっている。

表35 厚生年金保険(第1号) 3号分割のみ 受給権者の分割改定前後の平均年金月額等の推移

		男	子		女 子						
	件数	平均	7年金月額(F	月)	件数	平均年金月額(円)					
	(人)	改定前	改定後	変動差	(人)	改定前	改定後	変動差			
平成26年度	86	113, 849	108, 514	△ 5,335	58	24, 631	28, 272	3, 641			
27	140	113, 919	111, 546	△ 2,374	91	30, 721	33, 727	3,006			
28	148	125, 020	120, 415	△ 4,605	101	28, 651	33, 845	5, 194			
29	169	130, 401	128, 383	△ 2,018	115	32, 989	37, 702	4,713			
30	245	128, 935	122, 545	△ 6,390	158	34, 434	39, 499	5, 065			

注. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。

4. 国民年金

(1) 被保険者の状況 (第1号被保険者及び第3号被保険者)

① 被保険者数

平成 30 年度末における第 2 号被保険者を除く被保険者数は、第 1 号被保険者(任意加入被保険者を含む)が 1,471 万人(男子 764 万人、女子 707 万人)、第 3 号被保険者が 847 万人(男子 11 万人、女子 836 万人)となっている。

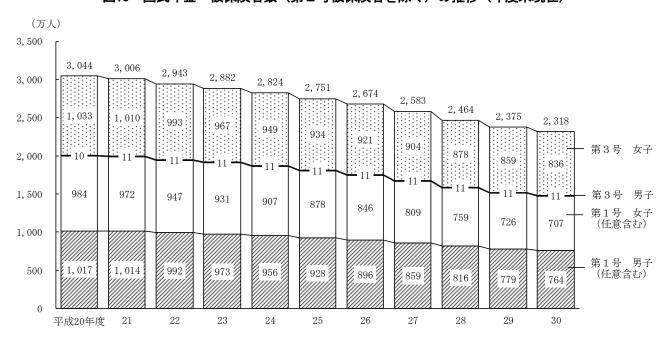
被保険者数を前年度末と比較すると、第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)は34万人、第3号被保険者は23万人の減少となっている(表36、図18)。

表36 国民年金 被保険者数(第2号被保険者を除く)の推移

(年度末現在、単位:千人)

		1号被保険									第 3 号被保険者			
年度	(任意加	入被保険者	を含む)	第	1号被保険	者	任	意加入被保険	者	А	70 7 IX IN IN	-		
	計	男 子	女 子	計	男 子	女 子	計	男 子	女 子	計	男 子	女 子		
平成20年度	20,007	10, 170	9,837	19,661	10,068	9, 593	346	102	244	10, 436	104	10, 333		
21	19,851	10, 135	9,716	19, 507	10,030	9, 477	344	105	239	10, 209	110	10,099		
22	19,382	9, 915	9, 467	19,038	9,808	9, 230	345	107	237	10,046	114	9,932		
23	19,044	9, 730	9,314	18,717	9,624	9, 093	327	106	222	9,778	111	9,667		
24	18,637	9, 563	9,075	18, 344	9, 466	8, 878	294	97	197	9,602	112	9, 490		
25	18,054	9, 275	8,779	17,788	9, 186	8,602	266	89	177	9, 454	111	9,343		
26	17,420	8, 962	8, 458	17, 175	8,878	8, 297	245	84	161	9,319	109	9,210		
27	16,679	8, 590	8,089	16, 447	8,509	7, 938	232	81	151	9, 151	108	9,043		
28	15,754	8, 165	7, 589	15, 540	8,089	7, 451	214	76	139	8,890	109	8,781		
29	15,052	7, 793	7, 259	14,857	7,724	7, 133	195	69	126	8,701	110	8,592		
30	14,711	7, 638	7,073	14, 517	7, 569	6, 948	194	69	124	8, 467	112	8,356		

図18 国民年金 被保険者数 (第2号被保険者を除く) の推移 (年度末現在)



平成30年度末における全額免除・猶予者数は574万人(法定免除者数135万人、申請全額免除者数 205万人、学生納付特例者数179万人、納付猶予者数55万人)となっている。

また、一部免除者数は40万人となっている(表37)。

表37 国民年金 保険料全額免除・猶予者数、一部免除者数の推移

(年度末現在)

		全額免除	・猶予者数	(千人)			全額免除	・猶予割合	(%)		一部免除者数 (千人)				
年 度	合 計	法定 免除	申請全額免除	学生 納付 特例	納付猶予	合 計	法定免除	申請全額免除	学生 納付 特例	納付猶予	合 計	一部 免除割合 (%)	申請 3/4 免除	申請半額免除	申請 1/4 免除
平成20年度	5, 209	1, 144	2, 043	1,651	371	26. 5	5.8	10.4	8.4	1.9	518	2.6	267	175	77
21	5, 350	1, 203	2, 146	1,627	374	27. 4	6.2	11.0	8. 3	1. 9	474	2.4	250	156	67
22	5, 513	1, 263	2, 215	1,659	376	29. 0	6.6	11.6	8. 7	2.0	436	2.3	243	137	56
23	5,684	1,306	2, 300	1,685	393	30. 4	7.0	12. 3	9. 0	2. 1	460	2.5	253	145	62
24	5,870	1,336	2, 394	1,718	421	32.0	7.3	13. 1	9. 4	2. 3	482	2.6	262	151	69
25	6,059	1,341	2, 495	1,764	460	34. 1	7.5	14.0	9. 9	2.6	587	3.3	304	188	95
26	6,020	1,344	2, 453	1,779	444	35. 1	7.8	14.3	10.4	2.6	614	3.6	314	196	103
27	5, 763	1,346	2, 296	1,723	397	35.0	8.2	14.0	10.5	2.4	471	2.9	253	147	72
28	5,830	1,347	2, 211	1,757	514	37. 5	8.7	14.2	11. 3	3. 3	432	2.8	220	139	73
29	5, 744	1,343	2, 107	1,760	534	38. 7	9.0	14.2	11.8	3.6	409	2.8	207	132	70
30	5, 741	1,351	2,050	1,788	552	39. 5	9.3	14. 1	12. 3	3.8	397	2.7	200	128	69

- 注1. 「全額免除・猶予割合」とは、保険料全額免除・猶予者数の第1号被保険者数(任意加入被保険者数を含まない)に占める割合である。 2. 「納付猶予」は、平成27年度までは30歳未満、平成28年度以降は50歳未満の者が対象である。

 - 3. 「一部免除割合」とは、申請 (3/4、半額及び1/4) 免除者数の第1号被保険者数 (任意加入被保険者数を含まない) に占める割合である。

② 年齢構成

平成 30 年度末の国民年金被保険者の年齢構成をみると、第 1 号被保険者では、男女共に 20~24 歳の割合が最も高く、次いで男子は 45~49 歳、女子は 55~59 歳の割合が高くなっている。また、第 3 号被保険者では、男子は 55~59 歳、女子は 45~49 歳の割合が高くなっている。第 1 号被保険者の平均年齢は、男子は 38.9 歳、女子は 39.6 歳となっている(図 19、図 20)。

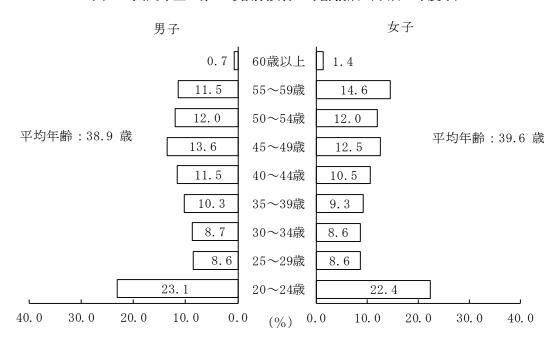
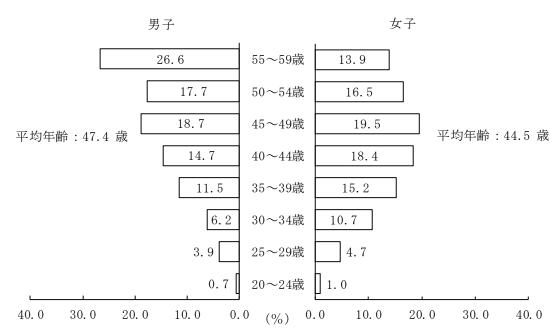


図19 国民年金 第1号被保険者の年齢構成(平成30年度末)

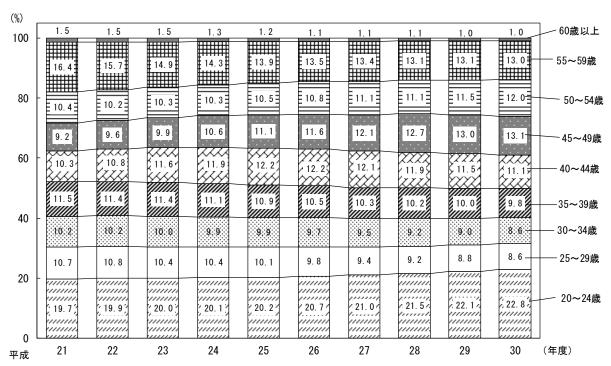
注. 国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者数を含む。





平成30年度末の第1号被保険者の年齢構成をみると、20~24歳の全体に占める割合が22.8%と最も大きく、次に45~49歳が13.1%となっている(図21)。

図21 国民年金 第1号被保険者の年齢構成の推移(年度末現在)



注1. 国民年金第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

^{2.} 抽出統計調査 (抽出率1/100) による数値である。

(2) 受給(権)者数

① 受給者数

平成30年度末における国民年金(老齢福祉年金を含まない)の受給者数は3,529万人となっており、 前年度末と比べると46万人の増加となっている。

受給者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が3,230万人(受給者数の91.5%)、通算老齢年金が94万人(同2.7%)、障害年金が196万人(同5.5%)、遺族年金が10万人(同0.3%)となっており、前年度末と比較すると、老齢年金が42万人、通算老齢年金が2万人、障害年金が3万人の増加となっている一方、遺族年金が4千人の減少となっている。

なお、平成29年8月より、年金受給資格期間が25年から10年に短縮されたことに伴い、受給資格期間が原則として25年未満の老齢基礎年金受給者を通算老齢年金に計上している(表38、表39)。

<旧法拠出制>

平成30年度末における旧法拠出制年金の受給者数は98万人で、この内訳は、老齢年金が54万人(旧法拠出制年金受給者数の54.6%)、通算老齢年金が39万人(同40.1%)、障害年金が4万人(同4.4%)、遺族年金(新法における寡婦年金も計上)が1万人(同1.0%)となっている。

<基礎年金>

平成30年度末における基礎年金の受給者数は3,431万人で、この内訳は老齢基礎年金が3,231万人(基礎年金受給者数の94.2%)、障害基礎年金が191万人(同5.6%)、遺族基礎年金が9万人(同0.3%)となっている。

表38 国民年金 受給者数(平成30年	吳不)	

	合	計	(再掲) 基礎(のみ・旧国年	(再掲) 基礎のみ共済なし ・旧国年		旧法拠出	出制年金	基礎年金		
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	
老 齢 年 金 · 25 年 以 上	32, 304	91.5	6, 909	75. 9	5, 903	73. 4	536	54.6	31, 769	92.6	
5 年 年 金 以 外	32, 292	91.5	6, 896	75.8	5, 891	73. 3	523	53. 3	31, 769	92.6	
繰 上 け	4, 153	11.8	2, 167	23.8	2, 118	26. 3	350	35.6	3, 803	11.1	
本 来	27, 688	78.5	4,622	50.8	3,681	45.8	172	17.5	27, 516	80.2	
繰下け	451	1.3	107	1.2	92	1. 1	2	0.2	450	1.3	
5 年 年 金	12	0.0	12	0.1	12	0.2	12	1.2			
通算老齢年金・25年未満	936	2.7	497	5. 5	497	6. 2	393	40.1	543	1.6	
繰 上 け	159	0.5	149	1.6	149	1.9	147	15.0	12	0.0	
本	775	2.2	348	3.8	347	4. 3	246	25. 1	529	1.5	
繰下け	2	0.0	0	0.0	0	0.0			2	0.0	
障 害 年 金	1, 957	5. 5	1,651	18. 2	1,608	20.0	43	4.4	1,914	5.6	
遺族年金	96	0.3	39	0.4	32	0.4	9	1.0	86	0.3	
合 計	35, 294	100.0	9, 096	100.0	8,041	100.0	982	100.0	34, 312	100.0	

注1. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金の受給者をいう。

表39 国民年金 受給者数の推移

(年度末現在、単位:千人)

	^	31								
年度	合	計	老齢年金	· 25年以上	通算老齢年金	金・25年未満	障害	年 金	遺族	年 金
		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金
平成20年度	26, 949	23, 311	23, 928	21,657	1,250		1, 648	1,551	123	104
21	27,787	24, 442	24,812	22, 751	1,174		1,680	1,590	120	101
22	28, 343	25, 324	25, 424	23, 592	1,082		1, 717	1,633	120	99
23	29, 122	26, 421	26, 273	24,658	988	•	1, 744	1,666	117	97
24	30, 305	27, 911	27, 527	26, 115	893		1, 773	1,701	113	95
25	31, 397	29, 289	28,690	27, 463	799	•	1,800	1,734	108	91
26	32, 409	30, 566	29, 768	28,710	710		1,827	1,766	105	91
27	33, 229	31,632	30,646	29,740	623		1,858	1,802	103	90
28	33, 858	32, 487	31, 324	30, 557	540		1, 893	1,841	101	89
29	34, 839	33,672	31,898	31, 254	918	453	1, 924	1,877	98	88
30	35, 294	34, 312	32, 304	31, 769	936	543	1, 957	1,914	96	86

^{2. 「}基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者をいう。

② 受給権者数

平成30年度末における国民年金(老齢福祉年金を含まない)の受給権者数は3,593万人となっており、前年度末と比べると46万人の増加となっている。

受給権者数の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が3,266万人(受給権者の90.9%)、通算老齢年金が95万人(同2.6%)、障害年金が209万人(同5.8%)、遺族年金が23万人(同0.7%)となっており、前年度末と比較すると、老齢年金は41万人、通算老齢年金は2万人、障害年金は3万人の増加となっているが、遺族年金は2千人の減少となっている(表40、表41)。

なお、平成29年8月より、年金受給資格期間が25年から10年に短縮されたことに伴い、受給資格期間が原則として25年未満の老齢基礎年金受給権者を通算老齢年金に計上している。

<旧法拠出制>

平成30年度末における旧法拠出制年金の受給権者数は102万人で、この内訳は、老齢年金が56万人(旧法拠出制年金受給権者数の54.8%)、通算老齢年金が39万人(同38.9%)、障害年金が5万人(同4.6%)、遺族年金(新法における寡婦年金も計上)が2万人(同1.7%)となっている。

<基礎年金>

平成30年度末における基礎年金の受給権者数は3,492万人で、この内訳は老齢基礎年金が3,266万人(基礎年金受給権者数の93.5%)、障害基礎年金が204万人(同5.8%)、遺族基礎年金が22万人(同0.6%)となっている。

$\overline{}$			-										
				合	計	(再掲) 基礎(のみ・旧国年		のみ共済なし 国年	旧法拠占	出制年金	基礎	年 金
				千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老	齢 年 金	・ 25 年 以	上	32,664	90.9	6, 975	74.9	5, 962	72.4	556	54.8	32, 108	92.0
	5 年	年 金 以	外	32,650	90.9	6,961	74.7	5, 947	72. 2	542	53.4	32, 108	92.0
	繰	上	げ	4, 165	11.6	2, 177	23.4	2, 129	25.8	359	35.3	3,807	10.9
	本		来	28, 033	78.0	4,677	50.2	3, 727	45.3	182	17.9	27, 852	79.8
	繰	下	げ	451	1.3	107	1.2	92	1.1	2	0.2	450	1.3
	5 年	F 年	金	14	0.0	14	0.2	14	0.2	14	1.4		
通	算老齢年	三金・25年未	満	945	2.6	501	5.4	500	6.1	395	38.9	550	1.6
	繰	上	げ	160	0.4	150	1.6	150	1.8	148	14.6	12	0.0
	本		来	783	2.2	351	3.8	350	4.3	247	24.3	536	1.5
	繰	下	げ	2	0.0	0	0.0	0	0.0			2	0.0
障	害	年	金	2,088	5.8	1,755	18.8	1,706	20.7	47	4.6	2,042	5.8
遺	族	年	金	235	0.7	84	0.9	67	0.8	17	1.7	218	0.6
	合	計		35, 933	100.0	9, 316	100.0	8, 235	100.0	1,015	100.0	34, 918	100.0

表40 国民年金 受給権者数 (平成30年度末)

表41 国民年金 受給権者数の推移

(年度末現在、単位:千人)

										平世. 1八)
年度	合	計	老齢年金	·25年以上	通算老齢年金	金・25年未満	障害	年 金	遺族	年 金
		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金
平成20年度	27, 433	23, 727	24, 111	21, 801	1, 254	•	1, 763	1,660	305	266
21	28, 286	24, 879	25,015	22, 919	1, 178	•	1, 799	1,702	295	258
22	28, 857	25, 779	25,642	23, 775	1,086	•	1,839	1,749	291	254
23	29,649	26, 895	26, 504	24, 858	991	•	1,870	1,787	284	250
24	30,853	28, 409	27,782	26, 341	895	•	1, 902	1,825	274	243
25	31,964	29, 809	28, 968	27, 714	802	•	1, 931	1,860	263	235
26	32, 997	31, 110	30,069	28, 985	712	•	1, 959	1,893	257	232
27	33, 832	32, 196	30,964	30, 036	625	•	1, 991	1,931	252	229
28	34, 470	33,064	31,657	30, 868	542	•	2, 025	1,969	247	227
29	35, 469	34, 268	32, 247	31, 582	927	460	2, 056	2,005	239	221
30	35, 933	34,918	32,664	32, 108	945	550	2, 088	2,042	235	218

注1. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧法国民年 金の受給権者をいう。

^{2. 「}基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合 等の組合員等の期間を含む)を有しない受給権者をいう。

③ 国民年金の繰上げ・繰下げ受給の状況

平成30年度末の国民年金(5年年金を除く)の受給権者3,360万人のうち、繰上げ受給を選択した者は433万人、繰下げ受給を選択した者は45万人となっており、繰上げ率は年々低下し、繰下げ率は概ね1%程度で推移している。

また、基礎のみ・旧国年(5年年金を除く)受給権者707万人のうち、繰上げ受給を選択した者は218万人、繰下げ受給を選択した者は11万人となっており、繰上げ率が年々低下し、繰下げ率は概ね1%程度で推移している(表42)。

表42 国民年金 受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移(年度末現在)

(年度末現在、単位:人、%)

				1			
	総数	繰上げ	受給率	本来	受給率	繰下げ	受給率
平成26年度	30, 763, 914	4, 992, 436	16. 2	25, 407, 063	82.6	364, 415	1.2
27	31, 573, 520	4, 836, 980	15. 3	26, 355, 540	83.5	381,000	1.2
28	32, 184, 024	4, 662, 578	14.5	27, 120, 664	84.3	400, 782	1.2
29	33, 160, 232	4, 498, 287	13.6	28, 236, 857	85. 2	425, 088	1.3
30	33, 595, 353	4, 325, 746	12.9	28, 816, 627	85.8	452, 980	1.3
	(再掲)			ı		I	
	基礎のみ・旧国年	繰上げ	受給率	本 来	受給率	繰下げ	受給率
平成26年度	7, 719, 510	2, 860, 808	37. 1	4, 756, 431	61.6	102, 271	1.3
27	7, 541, 403	2, 681, 201	35.6	4, 757, 150	63. 1	103, 052	1.4
28	7, 351, 368	2, 507, 158	34. 1	4, 740, 044	64.5	104, 166	1.4
29	7, 253, 891	2, 341, 099	32.3	4, 807, 065	66.3	105, 727	1.5
30	7, 066, 960	2, 178, 571	30.8	4, 780, 940	67.7	107, 449	1.5

注1. 旧法老齢年金(5年年金を除く)・旧法通算老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者を対象としている。

^{2.} 基礎のみ・旧国年は、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない老齢基礎年金の受給権者及び旧法老齢年金(5年年金を除く)の受給権者を対象としている。

受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で 70 歳の老齢基礎年金受給権者の繰上げ・繰下げ状況をみると、繰上げ率は年々低下し、繰下げ率は概ね1%程度で推移している (表 43)。

表43 国民年金 70歳の繰上げ・繰下げ受給状況の推移

(年度末現在、単位:人、%)

				(年度木現仕、単位:人、%)				
	総数	繰上げ		本 来		繰下げ		
		か エ ()	受給率	* *	受給率	/	受給率	
平成26年度	1, 400, 149	155, 852	11.1	1, 229, 562	87.8	14, 735	1.1	
27	1, 104, 633	117, 325	10.6	974, 164	88. 2	13, 144	1.2	
28	1, 560, 487	152, 138	9. 7	1, 389, 967	89. 1	18, 382	1.2	
29	2, 049, 594	192, 995	9.4	1,830,042	89.3	26, 557	1.3	
30	1, 999, 795	183, 400	9. 2	1, 787, 573	89.4	28, 822	1.4	
	(再掲)							
	基礎のみ	繰 上 げ	7 W +	本 来	7 W +	繰下げ	7 W +	
			受給率		受給率		受給率	
平成26年度	214, 218	51, 585	24. 1	159, 804	74.6	2, 829	1.3	
27	154, 868	34, 142	22.0	118, 464	76.5	2, 262	1.5	
28	208, 281	42, 749	20. 5	162,622	78. 1	2,910	1.4	
29	262, 197	51, 709	19. 7	206, 667	78.8	3, 821	1.5	
30	234, 034	44, 007	18.8	186,014	79.5	4,013	1.7	

- 注1. 受給開始時期の選択を終了した、年度末時点で70歳の老齢基礎年金受給権者の繰上げ・繰下げ状況である。
 - 2. 「基礎のみ」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号) (旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

(参考) 国民年金 受給権者の繰上げ・繰下げ受給状況の推移(新規裁定)

(新規裁定、単位:人、%)

	I	「規裁正、単位					
	総数	繰上げ		本来		繰下げ	
		株 工 ()	受給率	÷ ×	受給率	1 TO	受給率
平成26年度	394, 622	78, 667	19. 9	311,064	78.8	4, 891	1.2
27	356, 754	68, 578	19. 2	282, 137	79. 1	6, 039	1. 7
28	301, 610	49,772	16. 5	244, 787	81.2	7,051	2. 3
29	770, 941	54, 574	7. 1	707, 280	91.7	9, 087	1. 2
30	349, 739	46, 130	13. 2	293, 276	83.9	10, 333	3. 0
	(再掲)						
	(再掲) 基礎のみ・旧国年	繰上げ	受給率	本 来	受給率	繰下げ	受給率
平成26年度		繰上げ 25,491	受給率 12.4	本 来	受給率 86.1	繰下げ 3,152	受給率 1.5
平成26年度	基礎のみ・旧国年						
	基礎のみ・旧国年 206, 266	25, 491	12.4	177, 623	86. 1	3, 152	1. 5
27	基礎のみ・旧国年 206, 266 184, 589	25, 491 20, 114	12. 4 10. 9	177, 623 160, 819	86. 1 87. 1	3, 152 3, 656	1. 5 2. 0

- 注1. 旧法老齢年金(5年年金を除く)・旧法通算老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者を対象としている。
 - 2. 基礎のみ・旧国年は、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない老齢基礎年金の受給権者及び旧法老齢年金(5年年金を除く)の受給権者を対象としている。
 - 3. 平成29年8月より、年金受給資格期間が25年から10年に短縮されたことに伴い、平成29年度は例年より新規裁定者が多くなっている。なお、平成29年度中に年金受給資格期間の短縮により受給権が発生した者は、平成29年度中には受給権取得日から起算して1年を経過していないため、繰下げすることができない。

④ 老齢給付の年齢階級別受給権者数

平成30年度末の国民年金の老齢給付(旧法老齢年金、旧法通算老齢年金及び新法老齢基礎年金の計。 以下同じ)の受給権者数は3,361万人(男子1,457万人、女子1,904万人)である。受給権者の年齢 階級別の状況をみると、男女とも65~69歳が最も多く、それぞれ390万人、428万人となっている(図22)。

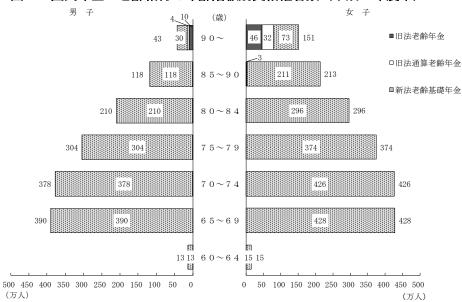


図22 国民年金 老齢給付の年齢階級別受給権者数 (平成30年度末)

⑤ 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

平成30年度末における国民年金の老齢給付の受給権者の被保険者期間別分布は図23のとおりであり、男女とも25年以上の者が多くなっている。老齢年金受給権者の平均被保険者期間は男子が35年1か月、女子が30年2か月である。

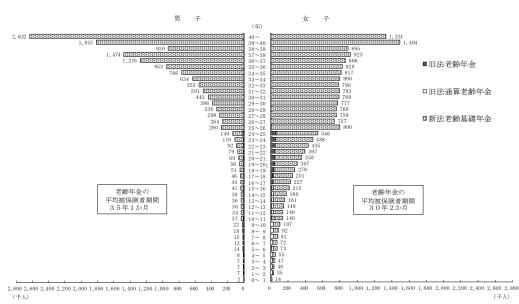


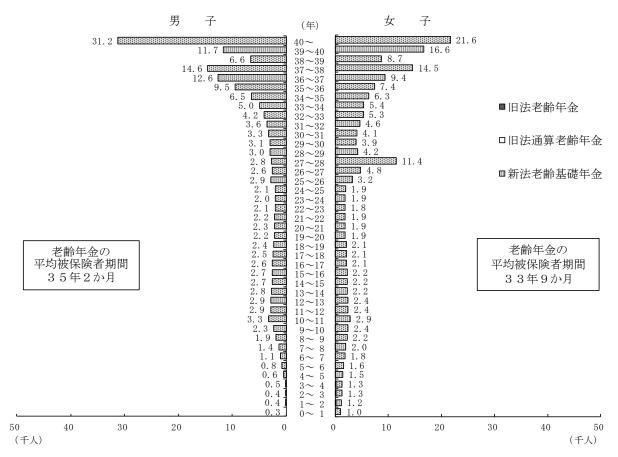
図23 国民年金 老齢給付の被保険者期間別受給権者数(平成30年度末)

注1. 平均被保険者期間は、旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者(受給資格期間を原則として25年以上有する者)に係る期間である。

^{2.} 被保険者期間10年未満の者が存在するが、これらの者は新法施行前などに国民年金に任意加入していなかったこと等の理由による合算対象期間を含めて受給権が発生した者等もいるためである。

平成30年度における国民年金の老齢給付の新規裁定者は35万人で、被保険者期間別分布は図24のとおりであり、男女とも被保険者期間が40年以上の者が最も多くなっている。

図24 国民年金 老齢給付の被保険者期間別受給権者数 (平成30年度新規裁定)



注1. 平均被保険者期間は、旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者(受給資格期間を原則として25年以上有する者)に係る期間である。

^{2.} 被保険者期間10年未満の者が存在するが、これらの者は新法施行前などに国民年金に任意加入していなかったこと等の理由による合算対象期間を含めて受給権が発生した者等もいるためである。

(3) 年金額

① 年金総額

平成30年度末における国民年金の受給者の年金総額は23兆6,380億円となっており、前年度末と 比べると、3,738億円の増加となっている。

受給者の年金総額の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が 21 兆 6,343 億円、年金総額の 91.5% を占め、通算老齢年金が 2,141 億円 (同 0.9%)、障害年金が 1 兆 6,938 億円 (同 7.2%)、遺族年金が 958 億円 (同 0.4%)となっており、前年度末と比較すると、老齢年金は 3,461 億円、通算老齢年金は 37 億円、障害年金は 253 億円の増加となっているが、遺族年金は 14 億円の減少となっている(表44、表45、図 25)。

<旧法拠出制>

平成30年度末における旧法拠出制の受給者の年金総額は3,957億円で、この内訳は老齢年金が2,636億円(旧法拠出制年金の年金総額の66.6%)、通算老齢年金が899億円(同22.7%)、障害年金が380億円(同9.6%)、遺族年金が43億円(同1.1%)となっている。

<基礎年金>

平成30年度末における基礎年金の受給者の年金総額は23兆2,423億円で、この内訳は老齢基礎年金が21兆4,950億円(基礎年金の年金総額の92.5%)、障害基礎年金が1兆6,558億円(同7.1%)、遺族基礎年金が915億円(同0.4%)となっている。

						(再掲) 基礎((再掲) 基礎のみ・旧国年		(再掲) 基礎のみ共済なし ・旧国年		出制年金	基礎年金		
				億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	
老齢	年 金	· 25 年 以	上	216, 343	91.5	43, 133	73. 2	35, 789	69. 9	2,636	66.6	213, 708	91. 9	
5	年 年	金以	外	216, 294	91.5	43, 084	73.1	35, 740	69.8	2, 587	65.4	213, 708	91.9	
	繰	上	げ	21,311	9.0	10,683	18.1	10, 408	20.3	1,470	37.1	19, 841	8.5	
	本		来	190, 850	80.7	31, 424	53. 3	24, 501	47. 9	1,099	27.8	189, 751	81.6	
	繰	下	げ	4, 133	1.7	977	1.7	831	1.6	17	0.4	4, 116	1.8	
5	年	年	金	49	0.0	49	0.1	49	0. 1	49	1.2	•	•	
通算	老齢年	金・25年未	満	2, 141	0.9	1, 133	1. 9	1, 131	2. 2	899	22.7	1, 242	0.5	
	繰	上	げ	333	0.1	308	0.5	308	0.6	304	7. 7	29	0.0	
	本		来	1,804	0.8	824	1.4	822	1.6	594	15.0	1, 209	0.5	
	繰	下	げ	4	0.0	1	0.0	1	0.0		•	4	0.0	
障	害	年	金	16, 938	7. 2	14, 341	24. 3	13, 974	27. 3	380	9.6	16, 558	7. 1	
遺	族	年	金	958	0.4	353	0.6	279	0.5	43	1.1	915	0.4	
	合	計		236, 380	100.0	58, 960	100.0	51, 173	100.0	3, 957	100.0	232, 423	100.0	

表44 国民年金 受給者年金総額(平成30年度末)

注1. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金 受給者をいう。

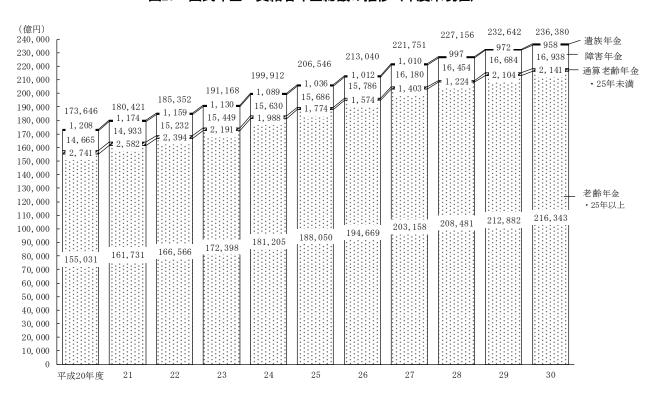
^{2. 「}基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者をいう。

表45 国民年金 受給者年金総額の推移

(年度末現在 単位·億円)

									(平及不坑江、	十 <u>匹、</u> [图1]
年度	合	計	老齢年金	・25年以上	通算老齢年金	金・25年未満	障害	年 金	遺族	年 金
		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金
平成20年度	173,646	159, 094	155,031	144, 174	2,741	•	14, 665	13, 804	1,208	1, 116
21	180, 421	167,047	161,731	151,839	2,582	•	14, 933	14, 126	1, 174	1,082
22	185, 352	173, 264	166, 566	157, 719	2,394	•	15, 232	14, 482	1,159	1,064
23	191, 168	180, 381	172, 398	164, 585	2, 191	•	15, 449	14, 757	1,130	1,039
24	199, 912	190, 356	181, 205	174, 357	1,988	•	15,630	14, 993	1,089	1,006
25	206, 546	198, 198	188,050	182, 131	1,774	•	15, 686	15, 105	1,036	962
26	213,040	205, 776	194,669	189, 574	1,574	•	15, 786	15, 255	1,012	948
27	221,751	215, 378	203, 158	198,740	1,403	•	16, 180	15, 687	1,010	951
28	227, 156	221,669	208, 481	204, 723	1, 224	•	16, 454	16,001	997	944
29	232,642	227, 958	212,882	209, 717	2, 104	1,046	16,684	16, 269	972	926
30	236, 380	232, 423	216, 343	213, 708	2, 141	1, 242	16, 938	16, 558	958	915

図25 国民年金 受給者年金総額の推移(年度末現在)



② 平均年金月額

平成30年度末の国民年金受給者の平均年金月額は、老齢年金が5万6千円、通算老齢年金が1万9 千円、障害年金が7万2千円、遺族年金が8万3千円となっている(表46、表47)。

老齢年金受給者の平均年金月額をみると、繰上げが4万3千円、本来が5万7千円、繰下げが7万6千円となっている。

表46 国民年金 受給者の平均年金月額(平成30年度末)

(単位:円)

						(井区・11)
		合 計	(再掲) 基礎のみ・ 旧国年	(再掲) 基礎のみ 共済なし・旧国年	旧法拠出制年金	基礎年金
老齢年金・	25 年 以上	55, 8	9 52, 028	50, 520	41,011	56,058
5 年 年	金 以 外	55, 8	7 52, 061	50, 555	41, 184	56, 058
繰	上げ	42, 7	41, 088	40, 942	35, 022	43, 479
本	来	57, 4	56, 651	55, 466	53, 285	57, 466
繰	下げ	76, 3	2 75, 924	75, 514	86, 647	76, 274
5 年	年 金	33, 5	33, 583	33, 583	33, 583	
通算老齡年金	· 25 年 未 満	19, 0	18, 976	18, 974	19,045	19,077
繰	上げ	17, 4	3 17, 252	17, 251	17, 228	19, 655
本	来	19, 4	19, 712	19, 711	20, 133	19, 059
繰	下げ	20, 6	21, 654	21,675		20, 643
障害	年 金	72, 1	72, 373	72, 415	73, 106	72, 086
遺族	年 金	83, 2	75, 086	71, 789	37,777	88, 164
合	計	55, 8	3 54,013	53, 036	33, 594	56, 448

注1. 「基礎のみ・旧国年」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給者及び旧法国民年金 受給者をいう。

表47 国民年金 受給者の平均年金月額の推移

(年度末現在、単位:円)

年度	老齢年金	・25年以上	通算老齢年金	金・25年未満	障害	年 金	遺族	年 金
干及		(再掲)基礎年金	(再掲)基礎名			(再掲)基礎年金		(再掲)基礎年金
平成20年度	53, 992	55, 477	18, 275	•	74, 172	74, 156	81,675	89, 676
21	54, 320	55, 615	18, 321	•	74, 060	74, 041	81, 254	89, 581
22	54, 596	55, 711	18, 432	•	73, 936	73, 912	80,781	89, 499
23	54, 682	55, 623	18, 486	•	73, 816	73, 801	80, 424	88, 958
24	54, 856	55, 637	18, 561	•	73, 479	73, 461	80,534	88,601
25	54, 622	55, 265	18, 497	•	72,607	72, 587	80, 194	87,662
26	54, 497	55, 026	18, 485	•	71, 995	71, 974	80,404	87,041
27	55, 244	55, 688	18,777	•	72, 565	72, 543	81,832	88,014
28	55, 464	55, 831	18,880	•	72, 453	72, 431	82,404	88,073
29	55, 615	55, 918	19,091	19, 220	72, 245	72, 223	82,932	88, 141
30	55, 809	56, 058	19,064	19, 077	72, 109	72,086	83, 208	88, 164

^{2. 「}基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給者をいう。

老齢基礎年金の平均年金月額は、平成30年度末現在で5万6千円となっている(表48)。

表48 国民年金 老齢基礎年金(25年以上)受給者状況の推移

(年度末現在、単位:万人、円)

	総	187								
	総	数	繰	上げ		本	来	繰	下	げ
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金	月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均	年金月額
平成26年度	2,871	55,026	398	42, 1	59	2, 437	56, 792	36		77, 624
27	2, 974	55, 688	397	42,8	20	2,539	57, 369	38		77, 777
28	3, 056	55, 831	393	43,0	67	2,623	57, 416	40		77, 270
29	3, 125	55, 918	387	43, 2	68	2,696	57, 410	42		76, 655
30	3, 177	56, 058	380	43, 4	79	2,752	57, 466	45		76, 274

注. 老齢基礎年金の受給資格期間を原則として25年以上有する受給者を計上している。

③ 老齢年金の年金月額階級別受給権者数

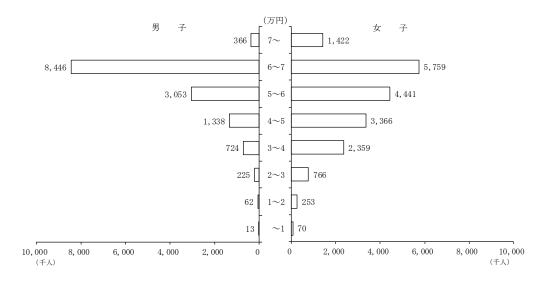
平成30年度末における国民年金の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布を見たものが表49及び 図26である。男子、女子共に6万円以上7万円未満が最も多くなっている。

表49 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数(平成30年度末)

			644	. 44	<i>L</i> .						
年	金月	月額	総	类	X	(再掲)基礎(のみ・旧国年(5 ⁴	年年金除く)	(再掲)基礎のみ	.共済なし・旧国年	(5年年金除く)
			計	計 男子		計	男 子 女 子		計	男 子	女 子
合		計	人 32,664,448	人 14, 228, 246	人 18, 436, 202	人 6,961,036	人 1,667,749	人 5, 293, 287	人 5,947,306	人 1, 115, 858	人 4,831,448
万円以上		万円未満	02, 001, 110	11, 220, 210	10, 100, 202	0,001,000	1,001,110	0, 200, 201	0,011,000	1,110,000	1,001,110
	\sim	1	83, 022	12,909	70, 113	38, 158	1,671	36, 487	37, 782	1, 481	36, 301
1	\sim	2	314, 832	62, 210	252, 622	120, 460	11, 385	109, 075	119, 375	10,801	108, 574
2	\sim	3	991, 875	225, 460	766, 415	362, 271	42,834	319, 437	359, 624	41,644	317,980
3	\sim	4	3, 083, 098	724, 175	2, 358, 923	1, 257, 558	188, 495	1,069,063	1, 246, 493	184, 117	1,062,376
4	\sim	5	4, 704, 912	1, 338, 473	3, 366, 439	1, 156, 017	243, 793	912, 224	1,091,740	211, 554	880, 186
5	\sim	6	7, 494, 438	3, 053, 243	4, 441, 195	1, 417, 795	336, 749	1,081,046	1, 181, 749	204, 304	977, 445
6	\sim	7	14, 204, 935	8, 446, 038	5, 758, 897	2, 107, 624	743, 553	1, 364, 071	1, 433, 914	370, 625	1,063,289
7	\sim		1, 787, 336	365, 738	1, 421, 598	501, 153	99, 269	401,884	476, 629	91, 332	385, 297
	^	1 1	円	円	円	円	円	円	円	円	円
平均	习年金	2月額	55, 708	58, 775	53, 342	51, 938	56, 170	50, 605	50, 418	53, 740	49,650

注1. 旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者(受給資格期間を原則として25年以上有する者)の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乗せされている者を含む。

図26 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数 (平成30年度末)



^{2. 「}基礎のみ・旧国年(5年年金除く)」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金除く)の受給権者をいう。

^{3. 「}基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給権者の数である。

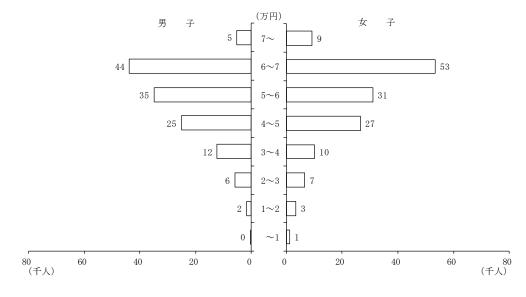
平成 30 年度に新規裁定された国民年金の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布を見たものが表 50 及び図 27 である。男子、女子共に 6 万円以上 7 万円未満が最も多くなっている。

表50 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数 (平成30年度新規裁定)

			総	数	۱ ۲	(ZH) ##	07 UEE/5	E E A BA A	(再掲)基礎のみ共済なし・旧国年(5年年金除く)			
年	金月	割 額				(円掲)基礎	のみ・旧国年(5	午午金陈〇	(円掲)基礎のみ	ナ共済なし・旧国年	(5年年金原()	
			計			計			計			
			н	男 子	女 子	PI	男 子	女 子	н	男 子	女 子	
			人	人	人	人	人	人	人	人	人	
合		計	270, 946	129, 515	141, 431	143, 029	55, 179	87, 850	80, 370	25, 812	54, 558	
万円以上		万円未満										
	\sim	1	1, 556	429	1, 127	538	57	481	520	49	471	
1	\sim	2	5, 109	1,689	3, 420	1,796	502	1, 294	1, 761	479	1, 282	
2	\sim	3	12, 512	5, 915	6, 597	3,874	1, 479	2, 395	3, 741	1, 391	2, 350	
3	\sim	4	22, 402	12, 290	10, 112	5,025	1,810	3, 215	4, 587	1, 543	3, 044	
4	\sim	5	51, 768	25, 222	26, 546	19, 611	6, 095	13, 516	16, 655	4, 294	12, 361	
5	\sim	6	66, 086	35,048	31,038	35, 554	16, 526	19, 028	17, 926	5, 612	12, 314	
6	\sim	7	97, 200	43, 792	53, 408	65, 887	25, 124	40, 763	26, 825	9, 613	17, 212	
7	\sim		14, 313	5, 130	9, 183	10,744	3, 586	7, 158	8, 355	2, 831	5, 524	
		·	円	円	円	円	円	P	円	円	円	
平均	年金	注月額	53, 572	53, 294	53, 826	57, 414	57, 924	57, 093	54, 613	55, 544	54, 172	

- 注1. 旧法老齢年金の受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者(受給資格期間を原則として25年以上有する者)の合計であり、老齢基礎年金受給権者には、被用者年金が上乗せされている者を含む。
 - 2. 「基礎のみ・旧国年(5年年金除く)」とは、同一の年金種別の厚生年金保険(第1号)(旧共済組合を除く)の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金除く)の受給権者をいう。
 - 3. 「基礎のみ共済なし」とは「基礎のみ」の受給権者のうち、共済組合等の組合員等たる厚生年金保険の被保険者期間(平成27年9月以前の共済組合等の組合員等の期間を含む)を有しない受給権者の数である。

図27 国民年金 老齢年金の年金月額階級別受給権者数 (平成30年度新規裁定)



5. 福祉年金

平成30年度末における老齢福祉年金の受給者数は1百人で、前年度末に比べて1百人の減少となっている(図28、図29)。

図28 老齢福祉年金受給者数の推移(年度末現在)

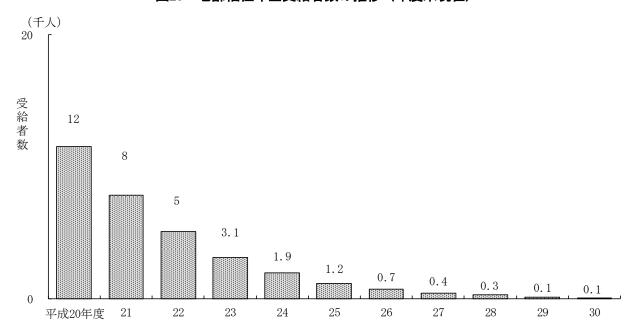
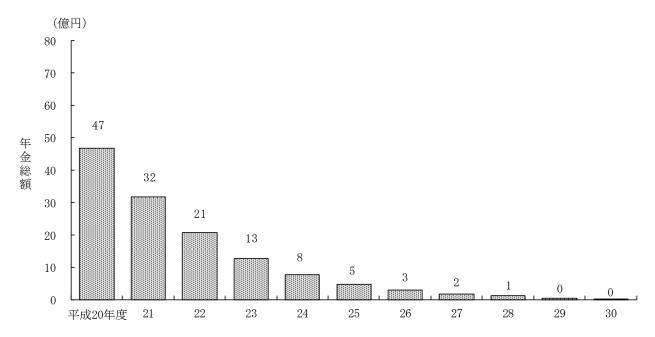


図29 老齢福祉年金受給者年金総額の推移(年度末現在)



6. 特別障害給付金

平成 30 年度末における特別障害給付金の支給を受けている特別障害者数は、障害等級 1 級が 2,094 人、2 級が 6,888 人、合計 8,982 人となっている。このうち、学生の特別障害者数は、1 級が 999 人、2 級が 4,213 人、合計 5,212 人となっており、配偶者の特別障害者数は、1 級が 1,095 人、2 級が 2,675 人、合計 3,770 人となっている。

また、平成17年4月から平成31年3月末までの累積不支給決定件数は、1,413件となっている(表51)。

表51 都道府県別 特別障害給付金支給決定状況 (平成30年度末)

	都道府県		特	別障害者数	: [学生			配偶者		不支給決定件数
		Ī	合計	1級	2級	合計	1級	2級	合計	1級	2級	1
			人	人	人	人	人	人	人	人	人	件
全_		国	8, 982	2, 094	6, 888	5, 212	999	4, 213	3, 770	1, 095	2, 675	1, 413
北	海	道	538	123	415	248	29	219	290	94	196	77
青	森	県	88	46	42	49	19	30	39	27	12	19
岩	手	県	100	49	51	57	25	32	43	24	19	4
宮	城	県	148	32	116	94	17	77	54	15	39	22
秋	田	県	77	29	48	49	14	35	28	15	13	10
卢	形	県	74	22	52	52	14	38	22	8	14	2 5
福	島	県	139	32	107	88	19	69	51	13	38	5
茨	城 木	県県	194	55	139	108	23	85	86	32 23	54 29	31 12
栃群		県	108	36	72 60	56 80	13 45	43 35	52	23 23	29 25	21
埼	馬 玉	県	128 393	68 61	332	210	28	182	48 183	33	150	63
千	葉	県	381	102	279	210	46	155	180	56	124	70
東	京	都	766	182	584	530	104	426	236	78	158	128
神	奈 川	県	613	163	450	321	69	252	292	94	198	79
新	湯	県	133	30	103	79	14	65	54	16	38	8
富	 山	県	81	9	72	53	5	48	28	4	24	14
石	Л	県	90	12	78	57	4	53	33	8	25	7
福	井	県	56	6	50	43	4	39	13	2	11	7 8 12
<u>山</u>	梨	県	67	10	57	55	6	49	12	4	8	12
長	野	県	120	20	100	94	14	80	26	6	20	22
岐	阜	県	105	28	77	65	16	49	40	12	28	23
静	岡	県	222	48	174	137	25	112	85	23	62	32
愛三	知	県	486	65	421	283	31	252	203	34	169	74
	重	県	108	18	90	65	12	53	43	6	37	16
滋	賀	県	53	11	42	31	4	27	22	7	15	22
京	都	府	193	28	165	96	7	89	97	21	76	34
大	阪	府	622	153	469	277	61	216	345	92	253	57
兵	庫	県	397	90	307	194	38	156	203	52	151	87
奈	良	県	106	27	79	63	12	51	43	15	28	27
和	歌山	県	71	27	44	40	12	28	31	15	16	12
鳥	取	県	46	6	40	27	3	24	19	3	16	12
島図	根 山	県	75	19	56	55 197	13	42 99	20	6 29	14	7 22
岡広	島	県県	215 296	57 52	158 244	127 199	28 31	99 168	88 97	29 21	59 76	65
山		県	161	62	244 99	199	38	68	55	21	31	40
徳	島	県	65	26	39	40	17	23	25	9	16	10
香	ш Л	県	76	13	63	55		46	21	4	17	27
愛	媛	県	119	21	98	59	9 7	52	60	14	46	17
高	知	県	53	7	46	34	3	31	19	4	15	6
福	岡	県	444	72	372	275	37	238	169	35	134	95
佐		県	58	12	46	40	6	34	18	6	12	10
長	崎	県	119	40	79	70	20	50	49	20	29	13
熊	本	県	152	39	113	92	20	72	60	19	41	10
大	分	県	129	21	108	63	8	55	66	13	53	30
宮	崎	県	93	29	64	45	9	36	48	20	28	11
鹿	児 島	県	154	24	130	102	12	90	52	12	40	24
沖	縄	県	70	12	58	48	8	40	22	4	18	16

注. 「不支給決定件数」は、平成17年4月~平成31年3月末までの累計である。

(参考資料)

都道府県別 老齢年金受給者数及び平均年金月額(平成30年度末)

	都道府県		厚生年金保険	食 (第1号)	国民	年金
	40 担 的 乐		受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
			人	円	人	円
全		玉	15, 408, 646	145, 865	32, 304, 409	55, 809
<u>全</u> 北	海	道	623, 440	135, 914	1, 484, 615	54, 867
青	森	県	140, 531	121, 447	383, 445	52, 893
岩	手	県	167, 282	125, 084	381, 536	56, 361
青岩宮	城	県	274, 695	138, 671	590, 340	55, 255
秋	田	県	147, 008	121, 672	339, 405	54, 769
Ш	形	県	167, 895	123, 262	343, 264	56, 368
福	島	県	265, 772	128, 681	539, 129	55, 613
茨	城	県	339, 520	146, 745	763, 724	55, 254
福茨栃	木	県県	242, 535	141, 801	514, 735	55, 416
群	馬	県	250, 096	141, 696	534, 950	56, 693
埼	玉	県	820, 438	156, 752	1, 738, 326	55, 240
千	葉	県	705, 992	160, 930	1, 543, 758	55, 597
東	京	都	1, 243, 084	159, 517	2, 741, 126	54, 753
神	奈 川	県	1,005,183	166, 531	2,066,874	55, 770
新	潟	県	363, 168	131, 277	670, 931	57, 784
富	山	県	187, 534	138, 127	313, 513	59, 448
石福	Ш	県	168, 321	135, 881	307, 147	58, 466
	井	県	131, 818	133, 607	216,810	58, 704
Ш	梨	県	98, 976	137, 894	231, 901	55, 079
長	野	県	328, 174	137, 552	611, 131	58, 398
岐	阜	県	267, 902	144, 211	557, 878	57, 689
静	岡	県	542, 674	145, 469	1,020,419	57, 505
愛	知	県	867, 923	155, 060	1, 731, 661	56, 447
三	重	県 県	247, 426	145, 760	491, 345	57, 916
静愛三滋京大兵奈			182, 972	148, 987	344, 453	57, 612
	都	府	307, 137	147, 863	665, 844	54, 844
大	阪	府	975, 844	152, 497	2, 079, 488	53, 795
兵	庫	県	684, 683	155, 182	1, 418, 190	55, 697
余	良	県	163, 280	159, 405	384, 489	55, 308
和	<u>歌 山</u>	県	113, 020	141, 915	285, 453	54,004
鳥自	取	県	90, 641	126, 375	163, 008	58,006
島岡	根	県	116, 434	127, 078	213, 383	58, 625
岡広	山 島	県県	290, 820	140, 064	523, 610	58, 465
	后口	県	402, 526	145, 383 143, 341	747, 680 430, 790	57, 733 57, 812
油油	<u>口</u> 島	県	218, 806 108, 950	126, 715	218, 683	57, 812 55, 172
心	局 川	県	150, 945	137, 990	280, 809	58, 584
恶	媛	県	189, 437	134, 318	408, 664	56, 247
卢	知	県	101, 075	126, 543	222, 495	54, 558
徳香愛高福佐長	岡	県	617, 648	140, 250	1, 243, 456	54, 918
佐	 賀	県	107, 844	127, 245	227, 042	57, 536
阜	崎	県	169, 190	132, 076	393, 092	54, 864
熊	本	県	217, 017	125, 427	497, 641	56, 186
大	分	県	155, 321	130, 213	339, 382	54, 744
大宮	崎	県	140,654	122, 160	315, 401	55, 998
鹿	児島	県	199, 526	125, 784	465, 603	56, 180
沖	縄	県	94, 865	123, 753	281, 524	52, 099
そ	<i>O</i>	他	12,624	130,064	36, 266	29, 523

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

^{2.} 厚生年金保険 (第1号) の平均年金月額には、基礎年金月額を含む。

^{3.} 国民年金については、旧法老齢年金の受給者と新法老齢基礎年金の受給者(受給資格期間を原則として25年以上有する者)の合計であり、老齢基礎年金受給者には、被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

参考. 厚生年金保険(被用者年金一元化後)の状況(平成30年度末現在)

この統計は、平成27年10月の被用者年金一元化により新たに厚生年金保険の適用対象となった、 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団(以下「共済組合等」 という。)の情報を含めた統計である。

ただし、給付状況については、共済組合等で共済年金として受給権の発生した分の情報を含まない。

(1) 適用状況

平成30年度末の厚生年金保険の適用事業所数は235万か所となっている。

被保険者数は 4,429 万人(男子 2,741 万人、女子 1,687 万人)、標準報酬月額の平均は 32 万円(男子 36 万円、女子 26 万円)となっている(表 52)。

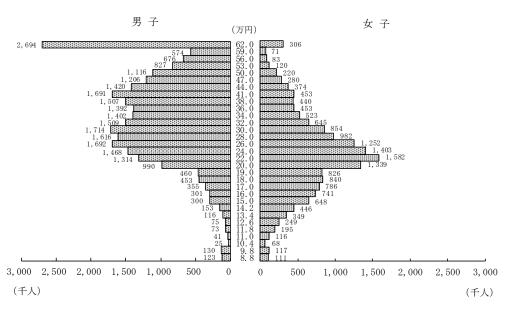
		事業所数(千か所)	被保険者数(千人)	標準報酬月額の平均 (円)
厚生年金保険 計		2, 352	44, 285	322, 404
	男子	•	27, 415	363, 209
	女子		16, 870	256, 094
国民年	·金	•	23, 178	•
合計			67, 463	•
総人口			126, 254	•
	うち20~59歳		61, 764	•

表 52 制度別適用状況 (平成 30 年度末)

- 注1. 事業所数について、第1号厚生年金被保険者の属する事業所は、一定の目的のもとに継続的に事業を行う場所であって、必ずしも同一区画の場所を 指しているわけではなく、例えば本店と支店といった複数区画の事業所でも、一括して厚生年金保険が適用されている場合は、1事業所としている。 また、第2号厚生年金被保険者の属する事業所は各共済組合支部数、第3号厚生年金被保険者の属する事業所は支部数等、第4号厚生年金被保険者の属する事業所は学校数を計上している。
 - 2. 第1号厚生年金被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。
 - 3. 厚生年金保険被保険者数は、第3号厚生年金被保険者における遡及訂正等の関係から、「2. 年金保険(総括)」の被保険者数とは一致しない。
 - 4. 国民年金に計上している被保険者種別は、国民年金第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)、国民年金第3号被保険者である。
 - 5. 総人口は翌年度4月1日現在の総人口(確定値)(総務省統計局人口推計月報)である。

図 30 は標準報酬月額別被保険者数の分布をみたものである。男子では上限の第 31 級 (62 万円) が 269 万人と最も多くなっている一方、女子は第 15 級 (22 万円) が 158 万人と最も多くなっている。

図 30 厚生年金保険 標準報酬月額別被保険者数(平成 30 年度末)



- 注1. 第1号厚生年金被保険者のうち、坑内員及び船員は全員男子とみなした。
 - 2. 厚生年金保険被保険者数は、第3号厚生年金被保険者における遡及訂正等の関係から、「2. 年金保険(総括)」の被保険者数とは一致しない。

(2) 受給(権)者数

① 受給者数

平成30年度末における厚生年金保険の受給者数は3,578万人となっている。 新法厚生年金保険の受給者の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が1,513万人、通算老齢年金が1,363万人、障害年金が41万人、遺族年金が516万人となっている(表53)。

表 53 厚生年金保険 受給者数 (平成 30 年度末	長53 厚≤	E年金保険	受給者数	(平成 30 年	度末)
-----------------------------	--------	-------	------	----------	-----

	^	31								
	合	計	旧法厚生年金保険		旧法船員保険		新法厚生年金保険		旧共済組合	
	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
老齢年金	15, 748	44.0	374	1.0	8	0.0	15, 133	42.3	232	0.6
通算老齢年金 ・ 25 年 未 満	13, 996	39. 1	292	0.8	1	0.0	13, 632	38. 1	71	0.2
障害年金	445	1.2	34	0.1	1	0.0	407	1. 1	3	0.0
遺族年金	5, 564	15.6	312	0.9	11	0.0	5, 158	14.4	83	0.2
通算遺族年金	22	0.1	21	0.1	0	0.0	•	•	1	0.0
合 計	35, 775	100.0	1,033	2.9	23	0.1	34, 331	96. 0	389	1.1

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25 年未満」に計上している。旧共 済組合の新法退職共済年金についても同様。
 - 2. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25 年未満」において、平成 27 年 10 月以降に受給権の発生した者については、年金分割による みなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。
 - 3. 「旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者を計上している。
 - 4. 割合は、厚生年金保険の全受給者数に対するものである。

② 受給権者数

平成30年度末における厚生年金保険の受給権者数は3,786万人で、その内訳を年金種別別にみると、 老齢年金が1,645万人、通算老齢年金が1,483万人、障害年金が64万人、遺族給付が595万人となっている(表54)。

表54 厚生年金保険 受給権者数の推移

(年度末現在、単位:千人)

年度	合計	老齢年金	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族給付
平成20年度	29, 072	13, 236	10, 412	516	4, 908
21	30, 581	13, 854	11, 180	524	5, 022
22	31, 982	14, 413	11,856	541	5, 171
23	33, 034	14, 840	12, 352	553	5, 290
24	34, 053	15, 233	12, 862	564	5, 393
25	34, 555	15, 230	13, 258	573	5, 493
26	35, 258	15, 422	13, 662	584	5, 590
27	36, 049	15, 725	14, 048	594	5, 681
28	36, 467	15, 832	14, 248	607	5, 779
29	37, 555	16, 162	14, 911	621	5, 861
30	37, 865	16, 448	14,832	637	5, 947

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。
 - 2. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25 年未満」において、平成 27 年 10 月以降に受給権の発生した者については、年金分割による みなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。
 - 3. 「遺族給付」には、通算遺族年金を含む。
 - 4. 平成29年度以前において、遺族厚生年金が、主に国家公務員共済組合から支給される者については、母、祖父母、孫が含まれていない。

③ 老齢給付の年齢階級別受給権者数

図 31 は、平成 30 年度末における厚生年金保険の老齢給付の受給権者 3,128 万人の年齢階級別分布を示したものである。男女共に65~69 歳が最も多い(男子は372 万人、女子は389 万人)。

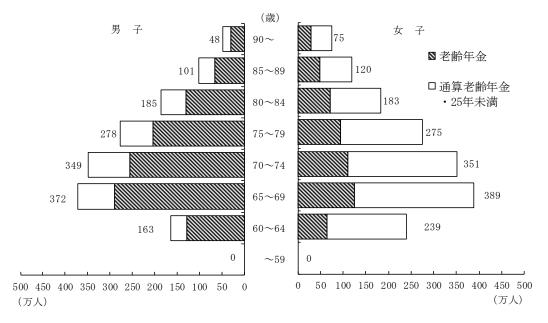
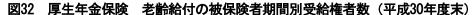


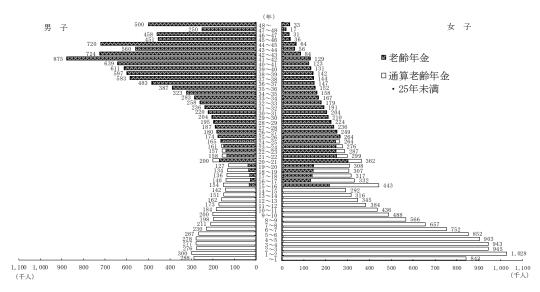
図31 厚生年金保険 老齢給付の年齢階級別受給権者数(平成30年度末)

④ 老齢給付の被保険者期間別受給権者数

平成30年度末における厚生年金保険の老齢給付受給権者数を被保険者期間別にみると、図32のとおりである。

男子では 41 年以上 42 年未満が最も多く (87 万人)、女子では 1 年以上 2 年未満が最も多く (103 万人) なっている。





- 注1. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25 年未満」において、平成27 年10 月以降に受給権の発生した者については、年金分割による みなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。
 - 2. 被保険者期間には、年金分割によるみなし被保険者期間を含んでいる。

注. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25 年未満」において、平成 27 年 10 月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。

(3) 年金額

① 年金総額

平成30年度末における厚生年金保険の受給者の年金総額は26兆7,923億円となっている。 新法厚生年金保険の受給者の年金総額の内訳を年金種別別にみると、老齢年金が17兆4,627億円、通算老齢年金が2兆3,342億円、障害年金が2,691億円、遺族年金が5兆1,317億円となっている(表55)。

表 55 厚生年金保険 受給者年金総額(平成 30 年度末)

	^	31								
	合	計	旧法厚生年金保険		旧法船員	旧法船員保険		金保険	旧共済組合	
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%	億円	%
老齢年金	184, 428	68. 8	6,050	2.3	243	0.1	174, 627	65.2	3, 508	1.3
通算老齢年金 ・ 25 年 未 満	24, 606	9. 2	1, 097	0.4	4	0.0	23, 342	8. 7	163	0.1
障 害 年 金	3, 141	1. 2	399	0.1	23	0.0	2, 691	1.0	28	0.0
遺族年金	55, 688	20.8	3, 224	1.2	187	0.1	51, 317	19.2	960	0.4
通算遺族年金	60	0.0	58	0.0	1	0.0	•		1	0.0
合 計	267, 923	100.0	10, 828	4.0	459	0.2	251, 976	94.0	4, 661	1.7

注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25 年未満」に計上している。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様。

^{2.} 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25 年未満」において、平成 27 年 10 月以降に受給権の発生した者については、年金分割による みなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。

^{3.} 平成27年9月以前に受給権の発生した、昭和16年4月2日以降生まれの特別支給の老齢厚生年金受給者のうち、老齢基礎年金を全額繰り上げした者については、その者の当該年金の年金総額に定額部分の停止額を含まない。

^{4. 「}旧共済組合」は、厚生年金保険に統合された時点で旧JR共済、旧NTT共済、旧JT共済又は旧農林共済の受給権が発生していた受給者の当該 年金の年金総額を計上している。

^{5.} 割合は、厚生年金保険の受給者の年金総額全体に対するものである。

② 平均年金月額

平成30年度末における厚生年金保険の老齢給付の受給者平均年金月額は、併給する老齢基礎年金の額を含めて、老齢年金が14万9千円、通算老齢年金が6万円となっている(表56)。

表56 厚生年金保険 受給者平均年金月額の推移

(年度末現在、単位:円)

	老齢年金	(再掲) 基礎または 定額あり	(再掲) 基礎及び 定額なし	通算老齢年金 ・25年未満	障害年金	遺族年金
平成26年度	147, 513	156, 245	77, 556	58, 075	101, 906	84, 831
27	148, 150	157, 243	76, 476	58, 982	102, 627	85, 228
28	149, 053	156, 630	76, 873	59, 675	102, 485	84, 978
29	148, 970	155, 951	79, 701	59, 409	103, 086	84, 712
30	148, 771	155, 927	81,833	60, 449	103, 201	84, 485

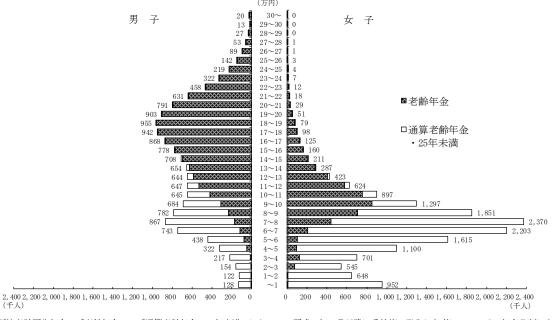
注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金・25年未満」に計上している。旧共 済組合の新法退職共済年金についても同様。

- 4. 「遺族年金」には、通算遺族年金を含まない。
- 5. 平成29年度以前において、遺族厚生年金が、主に国家公務員共済組合から支給される者については、母、祖父母、孫が含まれていない。
- 6. 平均年金月額には基礎年金月額を含む。

③ 年金月額階級別受給権者数

平成30年度末における厚生年金保険の老齢給付受給権者の年金月額階級別分布をみたものが図33である。男子は、通算老齢年金を中心に7~8万円をピークとする山と、老齢年金の18~19万円をピークとする山に分かれているが、女子では7~8万円がピークとなっている。

図33 厚生年金保険 老齢給付の年金月額階級別受給権者数(平成30年度末)



注1. 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25年未満」において、平成27年10月以降に受給権の発生した者については、年金分割によるみなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。

2. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

^{2.} 新法老齢厚生年金の「老齢年金」、「通算老齢年金・25 年未満」において、平成 27 年 10 月以降に受給権の発生した者については、年金分割による みなし期間を含んだ被保険者期間にて判定している。

^{3. 「}基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外(老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者)をいう。

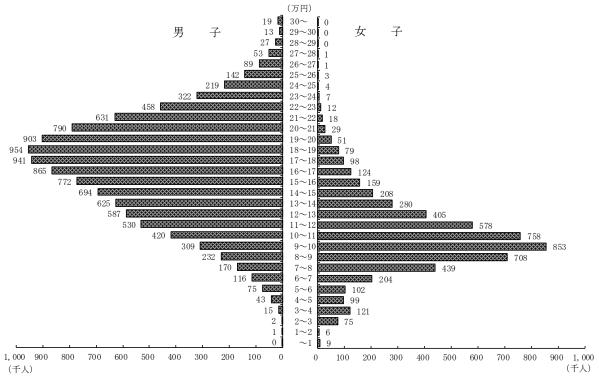
平成 30 年度末における厚生年金保険の老齢年金受給権者の年金月額階級別分布をみたものが表 57、図 34 である。男子は、 $15\sim20$ 万円が男子全体の 40.3%を占めており、より詳細にみると $18\sim19$ 万円をピークとする山型となっている。女子は、 $5\sim10$ 万円が 42.5%と半数近くを占めており、より詳細にみると $9\sim10$ 万円をピークとする山型となっている。男子に比べ女子の分布は低い方に偏っている。

表 57 厚生年金保険 老齢年金の年金月額階級別受給権者数 (平成 30 年度末)

	合	計			女	
年金月額	H H I		男	男 <u>子</u>		子
		割合		割合		割合
	千人	%	千人	%	千人	%
合 計	16, 448	100.0	11, 018	100.0	5, 430	100.0
万円以上 万円未満						
~ 5	370	2.2	61	0.6	309	5. 7
5 ~ 10	3, 210	19.5	902	8.2	2, 307	42.5
$10 \sim 15$	5, 085	30.9	2,857	25.9	2, 228	41.0
$15 \sim 20$	4, 946	30.1	4, 436	40.3	510	9.4
$20 \sim 25$	2, 490	15. 1	2, 419	22.0	71	1.3
$25 \sim 30$	329	2.0	324	2.9	5	0.1
30 ∼	20	0.1	19	0.2	0	0.0
平均年金月額(円)	146, 726		167, 157		105, 273	

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。旧共済組合の新法退職共済年金についても同様、

図34 厚生年金保険 老齢年金の年金月額階級別受給権者数(平成30年度末)



注. 年金月額には、基礎年金月額を含む。

^{2.} 年金月額には、基礎年金月額を含む。

④ 離婚等に伴う年金分割の状況

表 58 は厚生年金保険における離婚等に伴う保険料納付記録の分割件数の推移を示したものである。 平成 30 年度に分割された件数は3万件で、前年度と比べ3千件増加している。分割件数のうち、3号 分割のみの件数は7千8百件で、前年度と比べ1千6百件増加している。

表58	厚牛年金保険	離婚等に伴う保険料納付記録分割件数の推移
200	一十二十二十八六	

	総数(件)			【参考】
	松 剱(叶)	離婚分割	3 号分割のみ	離婚件数 (組)
平成26年度	22, 468	19, 980	2,488	228, 435
27	28, 329	24, 441	3,888	228, 879
28	30, 247	24, 999	5, 248	219, 351
29	29, 693	23, 539	6, 154	214, 069
30	32, 991	25, 216	7, 775	212, 871

- 注1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
 - 2. 3号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中(平成20年4月以後)の第3号被保険者期間に係る厚生年金保険料納付記録の分割を行うことをいう。
 - 3. 離婚分割による保険料納付記録分割件数には、離婚分割かつ3号分割を行った件数を含む。
 - 4. 離婚件数は、「人口動態統計速報」(厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室)による年度累計である。

<離婚分割に係る状況>

図 35 は平成 30 年度における離婚分割者の年齢構成を示したものである。納付記録の分割をした者 (第1号改定者)、納付記録の分割を受けた者(第2号改定者)ともに 45~49 歳の割合が最も高くなっ ている。

図35 厚生年金保険 離婚分割者の年齢構成(平成30年度)

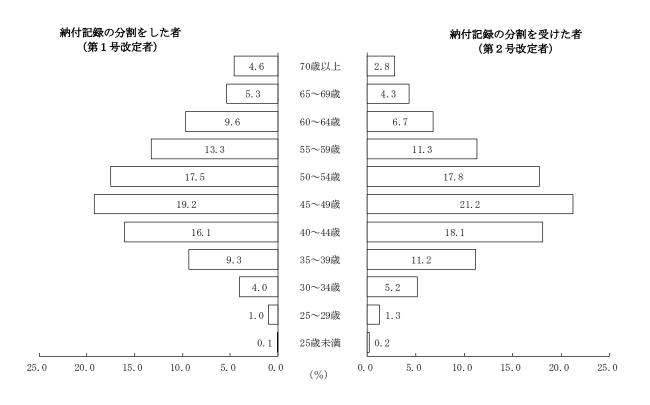


表 59 は離婚分割の分割対象期間別件数割合の推移を示したものである。平成 30 年度では 15~20 年の割合が 19.7% と最も高くなっている。

表59 厚生年金保険 離婚分割 分割対象期間別件数割合の推移

(単位:%)

		分割対象期間								
	以上	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	40年~	
	未満~5年	~10年	~15年	~20年	~25年	~30年	~35年	~40年		
平成26年度	2. 9	12. 3	18. 2	18.4	16.5	12.8	8.1	4. 9	5. 9	
27	2.8	11. 3	17.9	18.3	16. 6	12. 9	8.6	5. 7	5.9	
28	3. 2	10.0	17.8	19.3	17.6	13. 2	8.5	4.8	5. 5	
29	3. 1	9. 1	16. 7	19.3	18.0	14. 4	9.1	5. 0	5.3	
30	3. 4	8.3	16. 1	19.7	18.8	14. 6	8.9	4.9	5. 3	

注. 3号分割に係る期間を含まない。

表 60 は離婚分割の按分割合別件数割合の推移を示したものである。按分割合は 50%が 94.2%とほとんどを占めている。

表60 厚生年金保険 離婚分割 按分割合別件数割合の推移

(単位:%)

	按分割合					
	以上	10%	20%	30%	40%	50%
	未満 ~10%	~20%	~30%	~40%	~50%	30 70
平成26年度	0.0	0.1	0.4	1.2	1. 9	96. 4
27	0.1	0.1	0.5	1.5	2.3	95. 4
28	0.2	0.4	0.8	1.9	2.7	94. 1
29	0.2	0.4	0.8	1.8	2.4	94. 4
30	0.4	0.5	0.9	1.9	2.2	94. 2

注. 3号分割に係る期間を含まない。